

## 国民からの意見募集(パブリックコメント)により寄せられた意見及びその対応案

### <意見の分類>

- A : 検討の対象とするもの(これまでに検討されていない意見で、下記B、C、Eに該当しないもの)
- B : 施策実施に当たっての要望として、担当省庁において参考とするもの
- C : 単に賛意や感想を述べているもの、事実誤認に基づく意見、個別の事件に関するものなど
- D : すでに検討済みのもの
- E : 犯罪被害者等基本計画の見直しの中での検討になじまないもの

なお、国民からの意見については、内容を一部要約等するほか、同趣旨の意見については1つにまとめている。



# 第1 損害回復・経済的支援等への取組

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
<b>1 損害賠償への請求についての援助等(基本法第12条関係)</b>				
1	II 第1	<p>(アについて)</p> <p>【意見】 民事法律扶助制度の対象拡大について、総合法律支援法の改正を含め、さらに検討する必要がある。</p> <p>【理由】 (1) そもそも「民事法律扶助制度の活用による損害賠償請求」は、既に実施されている制度であり、新規のものではない。現状において、民事法律扶助制度が十分に活用されていないという状況ではなく、単なる「活用」のみでは犯罪被害者等の費用負担軽減に十分でない。 (2) 現行の民事法律扶助制度は、あくまでも民事の損害賠償が対象であり、それ以外の刑事告訴、報道機関との折衝等については、扶助の対象とされていない。 犯罪被害者等のニーズは多岐に渡り、単に損害賠償の請求にとどまらないところ、①法律相談、②刑事告訴、③法廷傍聴の同行、④証人尋問、意見陳述の付添い、⑤刑事訴訟手続きにおける和解の交渉、⑥報道機関等との折衝等の支援については、当連合会が日本司法支援センターに事業委託して実施している「犯罪被害者法律援助事業」が存するのみである。同事業は、当連合会が受けた贖罪寄付のほか、当連合会が弁護士から集めた会費によって運営されているもので、財源の安定性を欠き、事業の存続が危ぶまれている。かかる事業は、本来、国費ないし公費によって賄われるべきものであり、民事法律扶助制度の対象拡大について、さらに検討する必要がある。 (3) この点について、当連合会は、2005年6月17日付の「犯罪被害者等の刑事手続への関与について」において、「被害者等が刑事手続に関連する手続(告訴手続、検察審査会に対する申立手続、記録の謄写閲覧、意見陳述など)に関し弁護士の援助を受ける場合についても法律扶助の対象とする拡充が行われるべきである。」と指摘し、また、同年8月26日付の「犯罪被害者等基本計画案(骨子)に対する意見書」においても、同旨の提言をしたところである。 (4) なお、扶助事業からは在留資格をもたない外国人が除かれている。法整備が遅れているとして国際的な批判を浴びている人身取引被害者は、そもそも民事法律扶助対象から除かれていることにも留意が必要である。</p>	A 法務省	<p>(原案のままとする。)</p> <p>御意見は、もっぱら「刑事手続への関与拡充への取組」に関する意見であるため、「損害回復・経済的支援等への取組」に関する本施策に対する意見として妥当するか否かについて疑問があるところ、現行の民事法律扶助の援助対象が民事裁判等手続に限定されていることから、犯罪被害者等の刑事手続への関与を援助対象とすることは、民事法律扶助制度自体の在り方を根底から変更することにつながるため、より一層慎重な検討が必要であり、犯罪被害者等基本計画の中で検討を行うことは適当ではない。 なお、人身取引被害者については、不法残留等の入管法違反の状態にある場合でも、在留特別許可を付与されており、許可後は、「適法に在留する者」(総合法律支援法第30条第1項第2号)に該当することから、民事法律扶助の援助対象となり得る。</p>
2	II 第1	<p>コールセンターの充実(多言語サービスと充実)。外出できない被害者に向けて、インターネットの活用についてはプライバシー保護を十分配慮しサービスの質の向上を図ること。</p>	A 法務省	<p>(原案のままとする。)</p> <p>日本司法支援センターのコールセンターには英語対応可能なオペレーターが常時配置されており、外国人からの問い合わせにもできるだけ対応できるような体制がとられている。 また、同センターのホームページでは、メールによる問い合わせを常時受け付けているところ、その際には、メールシステムでのセキュリティ管理や受信メールに対する返信方式の厳守などにより情報管理に十分留意した運用を行っている。 さらにコールセンターの運営に当たっては、第三者による客観的評価、利用者によるアンケート調査、これらの結果を踏まえた研修の充実等により、サービスの質の向上を図っているところである。 以上のとおり、同センターにおいては、既に御意見指摘の施策が実施されていることから、原案に追加記載する必要はないものと思料する。</p>

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
3	Ⅱ 第1	1 (1) 被害者参加制度に精通する弁護士を増やしてもらいたい。	B	
4	Ⅱ 第1	1 (1) ・法テラスによる弁護士の研修について 被害者参加制度が出来たのに、弁護士が全ての質問や求刑を行ったり、あるいはそもそも被害者が質問・求刑ができることを被害者に知らせない弁護士もいるようである。被害者の意向を十分に踏まえ、被害者が中心となった被害者参加の運用を徹底するよう、法テラスが弁護士を研修していただきたい。(ちなみに法テラスによる弁護士の研修はならん弁護士の自治権を侵害するものではないと思う。)	D	弁護士に対する研修については、第7回会議における検討の結果、弁護士自治に配慮する書きぶりとする事とされ、骨子の案文となった。
5	Ⅱ 第1	1 (1) 被害者の立場になって考えるよう、弁護士の教育をお願いしたい。専門家に国から指導してもらうことを期待している。	D	弁護士に対する研修については、第7回会議における検討の結果、弁護士自治に配慮する書きぶりとする事とされ、骨子の案文となった。
6	Ⅱ 第1	1 (1) 被害者参加と被害者弁護人制度を、検察、裁判所のどこで知らせ、説明するのか、制度の運用の責任があいまいになっていると思われる事態があるようだ。裁判員制度導入に関しては、最高裁以下熱心に取り組んだのに、被害者参加という、主として被害者の利益になる、被害者側の求めた制度を知らせないのは、不公正のそしりを免れない。	C	
7	Ⅱ 第1	1 (1) (イについて) 【意見】 賛成である。 【理由】 弁護士によるサービスの質の向上には、今後も継続的に取り組んでいく必要がある。犯罪被害者支援のための研修は、当連合会が主体となって、日本司法支援センターや犯罪被害者支援団体等と連携しながら実施する。	C	

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
8	Ⅱ 第1	趣旨は賛成。ただし、内容があいまいな点につき十分な検討を願いたい。 (理由)被害者にとって心理援助職の付添が必要であり、その財政的援助が必要である点は賛成。ただ、それらを法テラスが行うのは問題がある。 しかし現在、公判廷での証人付添のように心理的負担軽減を目的とした付添は、支援ボランティアが無償で行っている(全国被害者支援ネットワーク加盟組織の実情は不明)。しかるに弁護士との「打合せ」だけ特別に扱う理由が理解できない。むしろ弁護士との面談の際の被害者付添が必要なのは、弁護士による二次被害を防止するためであると思う。法テラスを利用する被害者だけが有償付添が利用できて、法テラスを利用しない被害者の付添は無償ボランティアというのも不公平です。むしろ、二次被害を与えるかもしれない弁護士が、カウンセラーの同行支援(費用負担)の申込者となるのは矛盾している。逆に弁護士に対するチェック機能を持たない弁護士補助者的な「カウンセラー等」だとすればなれ合いでカウンセラー等の付添費用だけが支出されていくことになり、これも無駄である。	A 法務省	(原案のままとする。) 犯罪被害者等の方々に対する全般的なカウンセリング費用を、公費負担とすることについては、第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)案骨子の中で、「犯罪被害者等に対する臨床心理士等によるカウンセリング費用の公費負担については、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省からなる検討のための会を設置し、必要な調査及び検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する」(Ⅱ第1の2(3))と盛り込まれており、今後、同検討のための会において、十分な検討がなされていくものと考えられる。 ところで、「日本司法支援センターによる支援の検討及び施策の実施」は、カウンセリング費用の諸問題のうち、犯罪被害者等が提起する損害賠償請求訴訟等の準備及び追行の場面に特定した上で、犯罪被害者等が心の傷により、弁護士等を含む他者とのコミュニケーション等について支障を来すような場合に、カウンセラー等を同席させることに対し、同センターが支援を行うことについて検討することとしているものである。 犯罪被害者等に対するカウンセラー等による付添支援については、様々な場面における様々な仕組みが考えられることから、上述した全般的なカウンセリング費用の公費負担の在り方についての検討の中で、当該司法手続の場面における支援がどのように位置づけられるか等も見きわめつつ、同センターにおける支援策についても検討してまいりたい。
9	Ⅱ 第1	当事者が必要とする支援者、同席については立替ではなく、国費での司法手続きに必要な全額の費用支弁がなされるべきである。	B	
10	Ⅱ 第1	「カウンセラー等」を資格(臨床心理士)で定めるのか、支援員の認定制度とするのかもあいまいである。“自称カウンセラー”ほど支援現場で二次被害を生じやすいので、「カウンセラー等」は臨床心理士、精神科医に限定し、専門家謝金的に支出すべきである。(鑑定料や通訳料と同じ扱いで)。	B	
11	Ⅱ 第1	・カウンセラー等の同席への支援を是非実現させてほしい。 ・その場合には同席するカウンセラー等の資格を限定せず支援者に交通費や実費を支払うように明記してほしい。 ・また、同席への支援だけではなく、裁判所に提出する意見書の作成料などへの支援も検討してほしい。	B	

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
12	Ⅱ 第1	1 (2) 【意見】 賛成である。 【理由】 弁護士等との打合せについて心理的負担を覚え、これを躊躇する犯罪被害者等は少なくない。この点、カウンセラー等が打合せに同席することで、犯罪被害者等の心理的負担は相当軽減される。カウンセラー等の同席について日本司法支援センターが支援を行うことにより、犯罪被害者等が弁護士等に相談する機会が事実上拡大されることになる。	C	
13	Ⅱ 第1	1 (3) 趣旨に賛成。冊子やパンフレットを手渡すだけでは混乱期の被害者には情報の整理ができないので、冊子・パンフレットに関して、必要な局面ごとに必要な助言や説明を誰かが適切に行うための調整が不可欠。その点も「連携」のなかで考えてほしい。	B	
14	Ⅱ 第1	1 (3) 当然のことながら、どんなに多額の損害賠償を得ても、それが被害からの回復を保証するものではない。性暴力という人権侵害はお金では取り戻せない卑劣極まりない犯罪であることを踏まえたうえで、以下のことを要望する。 ・損害賠償の請求方法について、一般の人に理解しやすい(わかりやすい)パンフレットを作成していただきたい。 ・被害当事者の方の手に必ずわたるよう配布方法を工夫していただきたい。 ・損害賠償の請求についてTVや公共のメディアでも報道していただきたい。 ・恐怖心から外出できない被害者も多いため、インターネットを活用して損害賠償請求の方法がわかるよう工夫していただきたい。 ・米兵による犯罪の被害者に対しても損害賠償請求の方法について警察や防衛省がきちんと情報提供するようにしていただきたい。	B	日米地位協定に基づく、公務外の米軍人等の行為などから生じる損害の賠償請求の処理については、防衛省ではなく外務省が所管している。
15	Ⅱ 第1	1 (3) 【意見】 賛成である。なお、冊子・パンフレット等の作成にあたっては、施策・制度等の照会が省庁ごとの縦割りに終始しないよう、概括的かつ横断的な内容となることを心がけるべきである。	C	
16	Ⅱ 第1	1 (4) 【意見】 不起訴記録の弾力的開示について、立法化は困難な側面があるものの、その開示の基準については公開されるべきである。	A 法務省	(原案のままとする。) 不起訴記録の弾力的開示に関する周知徹底方法に関する意見であり、案文に反映させない。 なお、不起訴記録の開示に関する通達の概要についても、法務省のホームページに掲載するなど周知徹底に努めているところである。
17	Ⅱ 第1	1 (5) 犯罪による生命・身体・財産・貞操等の被害を広くカバーする犯罪被害総合保険ができるよう保険会社に促すべきだと思う。そして、犯罪の防止は政府の責務であり、この保険は政府の行うべき給付を代替する性質を有することから、減税の対象とするべきだと思う。	A 金融庁	(案文の修正なし) 生命や身体、財産に関する被害など、それぞれの被害をカバーする保険については、すでに、生命保険や傷害保険、盗難保険等が存在している。 他方、犯罪の防止については、そもそも治安の改善や人々の防犯意識の向上など、犯罪そのものを減少させる取組みが必要であり、犯罪被害を包括的にカバーする保険の普及が犯罪防止につながるとは考えにくい。むしろ犯罪を誘発し、逆効果となるおそれすら考えられることから、左記意見を受け入れることは困難。

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
18	II 第1	<p>【意見】 賛成である。</p> <p>【理由】 犯罪被害者等の損害回復に当たっては、保険会社からの保険金の支払いが極めて重要な役割を果たすことが多い。そこで、保険金の支払が適正かつ迅速に行われるよう施策を講じることは、犯罪被害者等の損害回復を容易にすることにつながる。また、ひき逃げや無保険車等の事故による被害者については、政府保障事業の迅速かつ適切な活用による支援が不可欠である。</p>	C	
19	II 第1	<p>【意見】 賛成である。ただし、作業報奨金が低額である現状において、出所後の更生に障害が生じないよう慎重に行われる必要がある。また、あくまでも受刑者の自主的な意志が尊重され、賠償の事実上の強要とならないよう配慮すべきである。</p>	B	
20	II 第1	<p>次の事項を付け加えていただきたい。 「平成20年に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、暴力団対策法という)が改正され、新設された暴力団対策法第31条の2によれば、指定暴力団がその暴力団の構成員であることを示すなど威力を利用して資金獲得行為を行い、他人の生命、身体または財産を損害したときは、その暴力団の代表者(組長等)がそれによって生じた損害を賠償する責任を負うことが規定され、暴力団対策法第30条の2では損害賠償請求を妨害する行為も禁止されることになった。また、暴力団対策法第32条第1項では、暴力排除活動の促進を図るため、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする定められており、これらの新設された暴力団対策法の各規定の趣旨に則り、組織犯罪である暴力団犯罪による市民、事業者の被害救済のためには、特に国、地方公共団体による情報の提供、助言、指導の充実を図るように努める。 なお、福岡県及び宮城県における暴力団排除条例では、暴力団被害者の被害者救済のために各県が直接訴訟支援をする条項を設けていることから、国、地方公共団体による訴訟支援も検討課題の一つである。</p> <p>また、次の事項を訂正していただきたい。 「民事暴力対策委員会等」を「民事介入暴力対策委員会等」と訂正する。</p>	B 「また、」 以下はA	<p>意見内容は、施策をより具体的に説明したものであることから、施策の一層の推進要望としてB</p> <p>「また、」以下の意見を踏まえ、次のとおり案文を修正する。 (7) 暴力団犯罪による被害の回復の支援 暴力団犯罪の被害者については、警察において、都道府県暴力追放運動推進センターや各弁護士会の民事介入暴力対策委員会等とも連携しつつ、暴力団犯罪による被害の回復を支援する。【警察庁】</p>
21	II 第1	<p>暴力団犯罪による被害の回復の支援 については、不十分である。 暴力団員やその組長を被告として損害賠償請求をするのは、自己や家族の身体への危害、脅迫、いやがらせ等を覚悟する必要があるが、警察による完全な保護は事実上不可能であることから、国や公共団体(暴追センターを含む)による暴力団に対する損害賠償請求権の買取制度を造るべきである。 具体的には、損害を見積もって、その損害額を国又は公共団体が被害者に支払い、被害者が有している暴力団に対する損害賠償請求権を買い取る(債権譲渡を受ける)。 そして、国・公共団体は、暴力団に対して譲り受けた損害賠償請求権を行使する。必要であれば、損害賠償請求訴訟を提起する。さらに、必要であれば、強制執行をする。</p>	A 警察庁	<p>(原案のままとする) 第1回及び第6回会議において損害賠償の国の立替払いに関する検討がなされ、困難性等を踏まえて検討対象外とすることとされたところであるが、暴力団犯罪における損害賠償請求権の買取りについても同様の検討の困難性等が認められるため、現段階で本計画に盛り込むことは困難である。</p>

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
22	Ⅱ 第1 1 (7)	【意見】 賛成である。	C	
23	Ⅱ 第1 1	損害賠償請求だけに限らない支援の考え方が必要ではないか。 DV防止法申し立て等、様々な司法手続きには、弁護士を代理人に立てない場合もある。 被害者が安心して司法手続き出来る配慮を考えるべき。	B	犯罪被害者等施策全般にわたる要望としてB
24	Ⅱ 第1 1	これらの援助の施策※があることが、多くの人にわかるようにして、性暴力の被害者もその援助が受けられるようにしていただきたい。  ※ 1 損害賠償の請求についての援助等に盛り込まれている各項目の施策を指す。	B	
25	Ⅱ 第1 1	相談に乗るだけで、全く実行力のない政策が多く、ごまかされているような気がする被害者は多いと思う。というか、被害者が公の機関に相談するとなだめすかされて損害賠償請求を断念する様に言われる事の方がよほど多いのが大問題だと思う。 血税を使ってやる限り、やってる振りをして無駄に人件費を使うのではなく、被害者が実際の損害賠償請求をしやすくする経済的援助手続的な援助が急務だと思う。 またダメですダメですと空虚に呼びかける事で加害者が更正する訳がないので、少なくとも悪い事をやったら当然の償いはさせられる事が通例になれば、それが一番の抑止力になるはずだと思う。 こういう事こそ政治がやってくれないと、それによる潜在的な労働力の低下と、経済の停滞がいつまでたっても改善されず、この国の未来は非常に暗いと思う。	C	
26	Ⅱ 第1 1	主人を業務上過失致死で亡くした。5年前は、このようなパブリックコメントの募集もなく、裁判制度の導入前であったので、私が原告となり、民事訴訟を起こすのも、あまり周知されていなかった現法テラスへ辿り着くまでにずいぶん精神的に消耗した。 被告人の刑事的処罰も、起訴されるかどうか以前に捜査中…の期間が長く、主人がどのように亡くなったのか、原因や、そこにある人為的なミスを知る由もなく、苦痛な日々が続いた。 やっと民事訴訟を終えたが、その中でも、「遺影の持込の許可」「意見陳述の機会」「謄写・閲覧」ができる事など、被害者・被害者遺族への権利は検察側から提示されることなく、自身で調べ、お願いする事で、実現してきた。 しかしながら、民事で下された損害賠償請求は、刑事裁判の判決前には形ばかり支払われたが、服役中、服役後の支払いの再開をお願いしても未だ支払われていない。 被害者・被害者遺族の精神的な苦痛は、いたずらに倍増し、私自身も未だ心療内科への通院が欠かせない。命の値段・精神的苦痛に対しての値段は、刑事的処分を受けた人でさえも、「支払わなければならない」という認識に欠けており、加害者が服役中だったことを知らずに支払われないことお尋ねしたところ、「そんなにカネが欲しいのか。」と加害者の父から言われるありさまであった。 どうか、このような思いをする人が少しでも減るように、意見させていただいた。	C	



番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
<b>2 給付金の支給に係る制度の充実等(基本法第13条関係)</b>				
27	II 第1	2 (1) どの部分に入るかわからないが、犯罪被害給付金の制度が成立した後の話で、被害に遭った時、生活を共にしていたが(住民票は一緒)、血のつながりが無い。血縁関係がなくても生活を共にしていたら被害者給付金は支給されるのか。是非、教えていただきたい。親に置き去りにされた被害者の当事者は18歳で殺された。施設で暮らして私と深くかかわりある子であった。生後7ヶ月よりかかわり生きた18年間であった。わが子のように接してきた人生であった。	C	
28	II 第1	2 (2) 海外で事件に巻き込まれ、明らかにこちらが被害者で、帰国できない状態になったとか、死に至った場合。帰国する費用を支援する制度を検討していただきたい。特に亡くなって遺体で帰国する場合は、生きて帰る以上に多くの費用がかかる。せめて、遺体の輸送費の負担と手配をしていただく制度はできないか。	A 外務省	(案文の修正なし) 海外からの傷病人又は遺体の搬送については、海外渡航する日本人の他の被害と同様、通常の海外旅行保険サービスに含まれており、かつ、右補償への加入にかかる制約もないことから、基本的には海外に渡航する日本人が受益者負担の原則にしたがって、事前に海外旅行保険に加入すること等により自らが主体的に確保すべき補償と考える。 なお、在外公館では、海外において事件・事故・災害あるいは疾病等による負傷され、また死亡した日本人の帰国に際し、被害者本人及び／又は家族に対して可能な限りの側面的支援を行っている。
29	II 第1	2 (2) 海外で被害者が殺された事件で、事件発生国より、被害者の実子に補償がなされるが、被害者の実の両親には、何ら補償されないような場合の救済措置を検討していただきたい。【9. 11テロ事件関係者からの意見】	A 内閣府	(案文の修正なし) 外国における補償制度は様々であり、補償の受給対象範囲の設定理由も様々であるものと考えられ、我が国において外国の補償制度を補完するような制度を検討することは困難である。 なお、我が国の犯罪被害給付制度においても、被害者の子に給付がなされる場合は、父母については給付されない。
30	II 第1	2 (2) ①この制度の対象者は、場所の如何を問わず、国内、国外を問わず同じ扱いをするよう要望する。 ②適用に当たっては、過去に遡る遡及適用を要望する。	B	
31	II 第1	2 (2) 犯罪被害者給付金の支給について、これまでも努力していただいているが、まだまだいろいろな面で不十分である。被害直後から諸々の出費を強いられる現状に全く対応しきれないと言わざるを得ない。被害直後の医療費等の支払いの猶予や、緊急補助等の仕組みを作っていただきたい。	B	

番号	重点課題別		意見内容		分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)	
32	Ⅱ	第1	2	(2)	新たな被害者補償制度を作っていただきたい。 (具体的には) ①一時金の支給は勿論ですが、それだけでなく途切れない支援のための年金制度を創設していただきたい。 ②医療関係費を現物で支給していただきたい。 ③過去の犯罪にも遡って適用していただきたい。	B	
33	Ⅱ	第1	2	(2)	犯罪被害に遭った側に責任はないのだから、弁護士費用や損害賠償請求費用はすべて保障してもらいたい。	B	
34	Ⅱ	第1	2	(2)	DVによって離婚した夫婦に2人の子どもが居て、各々が一人ずつ引き取ったが、夫に引き取られた小学生の子どもが夫に殺された。生活保護を受けていた母が犯給金を請求したが、親子であるため犯給金が支給されなかったという例がある。犯給金の拡大を求める。	B	
35	Ⅱ	第1	2	(2)	犯罪被害給付制度の支給額を自賠償と同額にしていただきたい。下関事件、秋葉原事件のような車と包丁(ダガーナイフ)を使用した同じ犯人が同じ時刻に起こした事件で給付金が車か包丁かによって異なるのは人名の評価がダブルスタンダードであるので改善していただきたい。(自賠償と同額にすること。)	B	
36	Ⅱ	第1	2	(2)	犯罪被害者等に対する支援、とりわけ経済的支援(見舞金制度、貸付制度を含む。)は、国において全国同一水準で実施されるべき。国における今後の検討では、犯罪被害者等が安心して生活設計できるように配慮しつつ、十分な議論が行われることを望む。	B	
37	Ⅱ	第1	2	(2)	給付制度は是非拡充していただきたい。例えば現在の制度では、犯罪に遭った後、頑張って仕事を休まずにいる人には、経済的補償がない。また支給にあたっての手続きも複雑である。こうした状況を把握し、犯罪に遭った方を本当に支援できる仕組みにするために、推進会議のメンバーに、民間の性暴力に遭った方の支援団体や、当事者団体を加えていただきたい。	B	

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
38	Ⅱ 第1	2 (2) 犯罪被害にあわれた方々が、治療費等の出費や休職・退職によって、経済的に不安定な生活を送らざるをえないということのないように、長期的に安定して生活を保障する被害者補償制度が必要。	B	
39	Ⅱ 第1	2 (2) 犯給法の傷害等級は、労災の基準に準じていると思われるが、現在の等級は、犯罪による傷害に対する配慮がない。(例えば、腕がなくなっていたり、運動神経がおかしくなって運動不能に陥っているもの等は、皆にわかりやすく、その等級が区別され理解できる。しかし、犯罪による傷害は、凶器である刃物によるものが多いと思われるところ、刃物で人体の軟部組織を突いた場合、刃物が筋に対して垂直に入るか、直角に入るか(切断)でその後遺障害に雲泥の差が出てくる。)PTSDのみならず、直接犯罪の被害に遭った当事者の身体不自由に、適切な評価がなされるようなシステムを構築していただきたい。	B	
40	Ⅱ 第1	2 (2) (1)(2)犯罪被害者給付金等について 犯罪被害給付については、性暴力においては、見直しがされるべきであり、制度の使いやすさとともに、保障の範囲を充分なものとする必要がある。	B	
41	Ⅱ 第1	2 (2) 【意見】 犯罪被害給付制度の改正や運用の改善によるのではなく、新たに犯罪被害補償制度を制定し、犯罪被害者等に補償を受ける権利があることを明示した上で、補償請求手続の簡易迅速化、補償の項目や支給額の改善を図るべきである。 【理由】 「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」への改正に伴い、休業損害を考慮した重傷病給付金等の額の加算、やむを得ない理由のため期間内に申請できなかった場合の特例等の規定が整備され、これと併せて、障害給付金・遺族給付金の額の引上げがなされたところである。しかし、犯罪被害者等給付金の支給については、未だ犯罪被害者等の権利として認められてはいないし、都道府県警察の運用改善にもかかわらず、支給裁定までにかかりの期日を要しているのが実状である。 そこで、犯罪被害者等の権利性を明確にした新しい犯罪被害補償制度を導入することを積極的に検討すべきである。また、犯罪被害補償制度を導入するに当たっては、補償請求手続の簡易迅速化も重視すべきである。	B	
42	Ⅱ 第1	2 (2) ・現行の給付制度は、就業が継続できている人には保証されず、被害届を出さないと給付されないなど問題が多い。刑法犯だけに限定するなど、性暴力の範囲も狭い。給付の基準を見直し幅広く給付を受けられるよう改善すべき。検討を行う際には当事者・支援者の意見を聴取し、実態に即した見直すこと。	B	
43	Ⅱ 第1	2 (2) 高額医療費の対象にする場合も個別で合算し、その金額も一般の高額療養費とは別枠でできないではないか。所得税の医療費控除も別枠で金額を下げて認めたりできないか。そして、病院のMSWの人や市町村の保険関係者への周知徹底を図って有効に利用できるようなしてもらいたい。精神科等の医療費やカウンセリングを受ける費用等もそうした対象にしてもらいたい。	B	検討会における医療費支援の充実についての検討要望としてB

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
44	II 第1 2 (2)	犯罪被害者・遺族が、資力のない加害者から損害賠償をほとんど受け取ることができないという現状について、まず実態把握のための調査を行い、賠償を実現するための施策を検討することが必要だと思ふ。	D	第1回会議結果を受け、内閣府において、損害賠償命令の履行状況を実施し、その結果が第6回会議に提出され、国による損害賠償の立替い制度の検討は、結局、給付制度の充実等の検討に帰着することから、別途検討会の中で、犯罪被害者等への給付の充実について検討していくことが適当であるとされた。
45	I 第1 2 (2)	廃業して、今は使わなくなった工場等の処分が出来ず、固定資産税が重荷になっている。出来れば政府で買い取ってほしい。	C	
46	II 第1 2 (3)	平成18年の改正により、犯罪被害者等給付金支給法においても精神疾患の治療における医療費が公費負担されることとなったが、上記のような被害者が必要としているカウンセリング費用については医療保険の対象外であるが故に公費負担ができないままとなっている。 今後、検討会を設置し、この問題について検討されることが計画されているが、その中で、現在医療保険の適応とされていない臨床心理士等によるカウンセリング費用について、一定の基準の枠内であっても公費負担される制度の設立を強く要望するものである。この制度の検討にあたり、調査を実施する旨が記載されているが、そのような調査・研究等につき当学会では協力して情報を提供していきたいと考えている。 また、この案文につき、「カウンセリング費用」とされているが、子どもの被害者では、言語を用いないプレイセラピーや描画治療なども含まれることから、「カウンセリング等心理療法の費用」とすることを提案する。	A 内閣府	(案文を以下のとおり修正する。) (3)カウンセリング等心理療法の費用の公費負担についての検討 犯罪被害者等に対する臨床心理士等によるカウンセリング等心理療法の費用の公費負担については、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省からなる検討のための会を設置し、必要な調査及び検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【内閣府】【警察庁】【法務省】【厚生労働省】【文部科学省】
47	II 第1 2 (3)	カウンセリング費用の公費負担についての検討されるとのことであるが、その際には臨床心理士に限定せずフェミニストカウンセラーなど幅広くしていただきたい。フェミニストカウンセラーは特に性暴力被害者を対象にしたカウンセリングについては、十分な研修をこなし、現場での経験も豊富である。 また、検討の会には特に性暴力被害当事者や支援者をメンバーに入れて意見を反映させていただきたい。	B	
48	II 第1 2 (3)	損害を受けた直後の医療等には必ず精神科診療とあわせて診断治療する必要があり、その指示を踏まえてカウンセリングが有効であり、両方の費用の公費負担制度を望む。	B	
49	II 第1 2 (3)	せっかく制度が整っても、情報が一般に届かなければ意味がない。医療現場・警察・学校・男女共同参画センターその他、あらゆる場と機会、マスコミやインターネットの活用なども行い、全ての人に情報が届くことが必要である。	B	
50	II 第1 2 (3)	同(3)(5)心理・福祉支援について 貧困対策だけでなく、中長期的な範囲を含む生活支援などを福祉支援として充実させることも必要である。生活が困窮している被害者への生活保護については緊急に実施すべきである。	B	

番号	重点課題別		意見内容		分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)	
51	II	第1	2	(3)	前向きに検討がなされることに期待する。 裁判員制度が動き出し、裁判員の心の傷やPTSDへの配慮から無料カウンセリングの仕組みを最高裁は打ち出している。より深刻で重篤な打撃を受けている犯罪被害者・遺族についてはカウンセリングを必要としていても受けるだけの余裕がなかったり、受けていても自費で受けており、橋渡しも円滑ではない。このアンバランスを解消するためにも、公費負担によるカウンセリング制度をもうけ、それを広く周知して、早期の円滑な心理的援助がなされる仕組みづくりを期待する。	B	
52	I	第1	2	(3)	本学会として、犯罪被害者等に対する臨床心理士によるカウンセリング費用の公費負担を是非実現していただきたい。 【一般社団法人日本心理臨床学会からの意見提出】	B	
53	I	第1	2	(3)	【意見】 臨床心理士等によるカウンセリング費用の公費負担は早期に実現されるべきである。 【理由】 犯罪被害者等に対するカウンセリングは、臨床心理士等の献身的な努力によって支えられているのが実状である。重大な精神的打撃を受けた犯罪被害者等にとって、臨床心理士等によるカウンセリングは被害回復のための必要不可欠な手段であるから、公費負担について積極的に検討のうえ、早期の実現を図るべきである。	B	
54	II	第1	2	(3)	性犯罪被害に伴う精神的疾患は、回復までに長期に渡ることがある。女兒の被害者などは被害直後より思春期になってからの再発もある。長期に渡り、公的支援を受けられるようにしてほしい。	B	
55	II	第1	2	(3)	現在「開業カウンセラー」として仕事をしている。計画案を詳しく見ていないが、第1損害回復・経済的支援等への取組に「カウンセラー」という言葉が出てくるが、ここでいうカウンセラーとはどのような役目で、どのような人を指すのか？昨今は、カウンセラーという言葉が多く職種で用いられ、また、臨床心理士等協会資格や民間資格的によくわからないカウンセラーが多くあり、また、心理技術者という名称は、いつの間にか立ち消えになった資格のようであり、この部分をしっかりさせる必要があるのではないかと。国家資格をすぐ作れとは言わないが、大学院を出て人生経験のほとんどない方に、犯罪被害者の方々の援助ができるか？また、精神保健福祉センター等の機関で精神的なケアができるか？こちらも甚だ不安である。	C	
56	II	第1	2	(3)	警察に届け出なくても、犯罪被害者支援センターの利用(無料のカウンセリング)ができるようにしていただきたい。	C	多くの犯罪被害者支援団体においては、警察に届出をしない被害者からの相談についても対応しているものと承知している。

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
57	Ⅱ 第1	2 (3) 内閣府の調査(「犯罪被害類型別継続調査」)においても、被害者の精神健康は長期にわたり障害されている人の割合が高く、精神科および心理療法機関における治療を受けやすくすることは重要であると考えられる。上記調査でも、性暴力被害者においては、精神的な悩みの解決において医療機関(28.6%)より、カウンセリング(57.1%)の利用が高いことが報告されている。しかし、現在の日本の医療保険の体系の中では、被害者の話に十分耳を傾けるためのカウンセリングや特殊な心理療法(認知行動療法等)は提供することが困難であり、犯罪被害者は心理療法機関等で自費によるこれらの心理療法等を受けるしかない現状にある。心理療法には短期でも数カ月、長期であれば数年かかることがあり、費用の問題から必要十分な治療を断念せざるを得ない事例の存在が会員から報告されている。このような問題を解決する上で、今回の基本計画であげられた「1-2-(3) カウンセリング費用の公費負担についての検討」は極めて重要な施策と考えられる。	C	
58	Ⅱ 第1	2 (3) 心理面接だけでなく社会福祉に関わる支援(同行支援など)についての公費負担も行うこと。	C	全国被害被害者支援ネットワーク加盟の犯罪被害者支援団体においては、同行支援は無料で行っている。
59	Ⅱ 第1	2 (4) 賛成。単に見舞金制度、一時貸付制度にとどまらず、その申込みが契機となり総合的支援に橋渡しされるような入り口機能を持つ制度ができることを要望する。	B	
60	Ⅱ 第1	2 (4) 早急に実現させていただきたい。	B	
61	Ⅱ 第1	2 (4) 【意見】 賛成である。	C	
62	Ⅱ 第1	2 (5) 【意見】 犯罪被害者等給付金については、原則として収入認定から除外されるべきである。 【理由】 そもそも、犯罪被害者等給付金は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する目的で支給されるものであり(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第1条)、犯罪被害者等である生活保護受給者にとっては、本来的に自立更生のための費用である。犯罪被害者等給付金の受給によって生活保護の支給が停止されるような状況は、まさしく本末転倒というべきであり、早期に収入認定除外のための必要な措置を取るべきである。	B	
63	Ⅱ 第1	2 (5) 職を失った場合は生活保護が受給できるようにしていただきたい。	E	生活保護の受給要件については、生活保護制度全体を検討する場において検討がなされることが適当である。

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
64	Ⅱ 第1	<p>・中絶手術への公費負担を明記すること。          ・検査だけでなく治療も公費負担とすること          ・中期中絶費用は高額になるので、被害者にとって負担が大きいため全額負担とすること          ・「精神疾患」という表現を「精神的なものも含めた後遺症」とすること(※)</p> <p>※ 性暴力被害により、食欲不振、頭痛、不正出血などの身体症状が出て、心療内科、内科、婦人科を受診する場合がある。また、当事者には「精神疾患」という表現には抵抗があるのではないかと意見がある。</p>	A 警察庁	<p>意見を踏まえ、次のとおり案文を修正する。          (6) 性犯罪被害者の医療費の負担軽減          警察庁において、性犯罪被害者の緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、診断書料、性感染症等の検査費用等の公費負担に要する経費を都道府県警察に対して補助するほか、緊急避妊等の公費負担の運用ができる限り全国的に同水準で行われ、性犯罪被害者の負担軽減に効果的なものとなるよう、また、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度の対象となることの周知も含めて各種支援施策の効果的な広報に努めるよう、都道府県警察を指導する。</p> <p>なお、公費負担は、被害者支援及び捜査への協力確保の観点から都道府県費で行っており、その充実をどこまで行うかについては、都道府県において財政上の問題等も踏まえて判断するものであり、また、「精神疾患」という表現については、法令に基づくものである(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令)ことから、これらについては原文のままとする。</p>
65	Ⅱ 第1	<p>【意見】          性犯罪被害者の医療費の負担軽減については、さらに検討する必要がある。          【理由】          また、これらが公費負担について、広く周知されることが望ましく、少なくとも、警察や産婦人科では、ポスター等を掲示して、被害者に知らせるべきである。          そもそも犯罪によって負った傷害等の治療費等を被害者が自ら負担しなければならないというのは不合理であり、初診料に限らず、治療費は全て公費負担とすべきである。それは、被害者がどこに居住していようと同じであるから、「できる限り全国的に同水準」ではなく、全国一律そのようになされるべきである。</p>	B	
66	Ⅱ 第1	<p>性犯罪被害者の医療費の負担軽減については、ぜひエイズ検査を被害直後と3ヵ月後と2回の検査実施を加えていただきたい。</p>	D	<p>第5回会議において、有識者構成員から「性感染症・エイズ等の」と表記すること及び「全国同一内容の支援が行われるよう」を盛り込むよう意見が出され、警察庁から、「エイズは性感染症に含まれるため、『性感染症等の』とし、『できる限り全国同水準の支援が行われるよう』を加える。」との説明がなされ、了承された。</p>
67	Ⅱ 第1	<p>被害者を責める世間の偏見がはびこっている現状において、性犯罪被害者は、警察に通報したり、告訴することをためらう場合が少なくない。          そのため、警察庁を経由しての予算分配は、警察には通報したくない(公にしたくない)という被害者を泣き寝入りさせ、適切な医療にたどり着くためのハードルを非常に高くしている。          警察庁に加えて、厚生労働省経由の予算配分とし、警察の介入の有無に関係なく、性犯罪被害に関する症状において「病院に受診した」時点で医療費負担を「全額免除」とする計画にすべきである。</p>	D	<p>第6回会議において、犯罪被害者等施策における医療費の公費負担制度としては、捜査機関との関わりをまったく拒否する者を対象に含めることは困難であるとされた。</p>

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
68	Ⅱ 第1	2 (6) 性犯罪被害者の医療費の負担軽減に関して、心の傷に有効なカウンセリングやEMDRは、現在保健適用外なので、出費がどうしても嵩む。よって、カウンセリングやEMDRの保険適用も検討していただきたい。 性犯罪被害者は重い精神障害(主にPTSD——心的外傷後ストレス傷害)から、仕事や勉強も手に付かず生活は破綻し、状態安定までの期間は長く、医療費が莫大なものになってしまうので、出費を抑えるあらゆる負担軽減をお願いしたい。	D	PTSD治療の保険適用については、「PTSDの治療については、有効性・安全性に関する科学的評価が得られたものについて、診療報酬改定時に必要に応じて措置を講ずる。」という厚生労働省提出の案文が第5回会議において了解された。
69	Ⅱ 第1	2 (6) ・事件直後の給付金を導入すること	D	要望聴取会において「『性暴力被害に遭った』ことで給付金が支給できるようにしてほしい。」との要望が寄せられたが、第1回会議において、「性犯罪被害者に対する救済策は、現金給付よりも、相談窓口の充実等を優先して検討の対象とするのが適当である。なお、相談窓口の充実等の性犯罪被害者支援の充実については、内閣府男女共同参画局における男女共同参画基本計画の見直しの中で検討が進められている。」との整理案が了承され、検討対象外とされた。
70	Ⅱ 第1	2 (6) 性暴力に遭った方は警察に訴えられないことも多いが、医療機関等で緊急避妊等の治療は受ける。こうした費用の保障が必要である。	D	第6回会議において、犯罪被害者等施策における医療費の公費負担制度としては、捜査機関との関わりをまったく拒否する者を対象に含めることは困難であるとされた。
71	Ⅱ 第1	2 (7) 【意見】 賛成である。 【理由】 第一次犯罪被害者等基本計画の策定に伴うヒアリングの中で、犯罪被害者等から、被害直後に治療費、遺体搬送費などを支出することが経済的に厳しいとの意見が多数寄せられた。そもそも、司法解剖は犯罪被害者等が望んで行われるものではないのであるから、これに伴う費用については、各都道府県警察において措置されるべきことは当然の理である。上記制度については、可及的早期の実現が図られるべきである。	B	
72	Ⅱ 第1	2 (8) 【意見】 賛成である。 【理由】 そもそも、被保険者に対して加害者の署名が入った損害賠償誓約書等を要求すること自体、悪質な診療拒絶に等しいというべきである。厚生労働省においては、医療機関に対する周知を徹底するのみならず、ケースに応じて適切な指導を行うことが望まれる。	B	



番号		重点課題別		意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
73	Ⅱ	第1	2	犯罪被害者には、生活費の支援が不可欠である場合がある。地方公共団体の判断に任せただけではなく、一定の基準を設けて必要な方には国がバックアップして生活費の支援をしていただきたい。	B	国による犯罪被害者等への経済的支援については、犯罪被害給付制度の拡充等のための検討会において検討がなされる。
74	Ⅱ	第1	2	<p>来年の2011年は悲しい出来事から満10年を迎える。10年間の総括をして少しの経済援助をお願いしたい。</p> <p>①2011年9月の追悼式出席のため旅費の援助をお願いしたい。</p> <p>イ被援助者の範囲 二親等内</p> <p>ロ期間 2011年8月～2012年4月</p> <p>ハ宿泊代 9月9日、10日、11日、12日、13日</p> <p>ニ旅費 飛行機(ビジネス)往復</p> <p>【9.11テロ事件被害者遺族】</p>	C	

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
<b>3 居住の安定(基本法第16条関係)</b>				
75	II 第1	3 (1)	A 国交省	(案文の修正なし) 公営住宅は住宅に困窮する低額所得者に対して供給される住宅であり、入居の機会の公平を図るために、募集方法は公募を原則としている。 住宅困窮者のうち特定の属性の者(例えばDV被害者など)については、入居者の選考において、事業主体が地域の実情に応じ、優先的な取り扱い(優先入居)を行うことにより対応することになっている。 なお、犯罪被害者等の公営住宅入居における関係機関との連携については、平成16年の通知において、事業主体に対して、関係機関との緊密な連携が図られるように努めるよう要請している。
76	II 第1	3 (1)	B	
77	II 第1	3 (1)	B	
78	II 第1	3 (1)	B	
79	II 第1	3 (2)	B	地方公共団体における生活支援策の充実要望としてB
80	II 第1	3 (2)	C	警察署の居住スペースは、緊急時における警察力確保のために設置されている待機宿舎であり、犯罪被害者に利用させるものではない。

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
81	Ⅱ 第1 3 (2)	10代の女性が実家を飛び出し性犯罪被害を受けてしまった時、安心して過ごせ、経済的不安もいなく住めるシェルターがない。DVの場合は、なんとか避難場所が整いつつあるが、それでも単身女性の場合は難しい。再被害防止のため是非整備していただきたい。	厚労省 A	(案文の修正なし) 都道府県の婦人相談所においては、年齢に関わらず、性犯罪被害者等を含め、保護が必要と判断された女性について一時保護を行い、衣食住の提供等を行っている。 また、安全かつ適切な一時保護の実施のために必要な場合、都道府県の婦人相談所においては、民間シェルター等に一時保護の委託を行っており、その委託先は年々増加している。 なお、さらに保護が必要な女性については、婦人保護施設において保護・支援を行っている。 このことについては、計画案第1の3の(2)にも記載しており、引き続きいただいた意見を参考に施策に取り組んで参りたい。
82	Ⅱ 第1 3 (2)	一時保護だけでなく、中長期的な保護ができるような子どものサポートハウスなどを設置すること。	厚労省 A	(案文の修正なし) 保護者がいない、又は保護者に監護させることが不相当であると児童相談所において判断された子どもについては、児童養護施設等の施設や里親等に措置・委託されている。 これらの措置・委託先は、平成22年1月に閣議決定された「子ども子育てビジョン」において、平成26年度の目標値を設定し、計画的整備を進めている。 また、里親の充実に関しては、計画案第1の(24)にも記載して引き続きいただいた意見を参考に施策に取り組んで参りたい。
83	Ⅱ 第1 3 (2)	エ「自宅が犯罪行為の現場になり、自宅が破壊されるなど、居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合…」とあるが、性犯罪被害の場合、自宅付近で被害にあったり、加害者に自宅を突き止められている場合も多く見られる。このような場合にも、安全な居住スペースが確保されるよう対応していただきたい。	B	
84	Ⅱ 第1 3 (2)	賛成。 エに関して、警察の緊急避難場所についての経費補助など、被害者への直接支援は有効な予算活用だと思う。緊急避難先として宿泊施設の利用料金の負担などが行われているが、性被害、暴力団被害など対象、期間などは限定的に感じる。 被害者シェルターとして弾力的に経費軽減措置が運用されると被害者は助かる。 オに関して、居住場所の確保は切実な問題であり、その支援を地方公共団体が取り組むなかで、総合的支援まで視野に入れた仕組みづくりができることを要望する。	B	

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
85	Ⅱ 第1 3 (2)	本来の設置趣旨に則って、必要な人がすべて保護を受けられるようにすること。被害直後の被害者が入所できるように運用すること。	B	
86	Ⅱ 第1 3 (2)	【意見】 いずれも賛成である。 【理由】 犯罪被害者等の中には、事件現場が自宅となるケースもあるため、被害を受けるのと同時に、被害直後から生活の拠点を事実上利用できなくなることが少なくない。また、自宅が事件現場となることで、自宅に戻ることが精神的に困難となるケースも少なくなく、無理に事件現場の自宅に戻ること、精神的被害を悪化する事態を招きかねないのも事実である。 そこで、事件直後の生活の場の確保及び精神的被害の回復のために、居住の安定を確保することは必要不可欠である。	C	
87	Ⅱ 第1 3	3 住居の安定について(5頁から6頁) 売春防止法・婦人保護施設に基づき、すべての保護を必要としている女性全員の保護をすべき。子ども性虐待事案における中期入居機関の拡充、女性シェルターの拡充と経済的支援の明確化すべきである。	厚労省 A	(案文の修正なし) 都道府県の婦人相談所においては、年齢に関わらず、性犯罪被害者等を含め、保護が必要と判断された女性について一時保護を行い、衣食住の提供等を行っている。 また、DV被害者については、安全かつ適切な一時保護の実施のために必要な場合、都道府県の婦人相談所において、民間シェルター等に一時保護の委託を行っており、その委託先は年々増加している。 なお、さらに保護が必要な女性については、婦人保護施設において保護・支援を行っている。 このことについては、計画案第1の3の(2)にも記載しており、引き続きいただいた意見を参考に施策に取り組んで参りたい。

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
88	Ⅱ 第1 3	民間住宅の借り上げの際に、DVセンターの所長等が保証人になる制度のような仕組みが必要である。	C	既に、厚生労働省において、婦人保護施設および婦人相談所(※)の施設長等が入所者等の身元保証人となることを促進する「身元保証人確保対策事業」を実施している。  ※「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」において、都道府県が設置する婦人相談所は、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすものとされている。
89	Ⅱ 第1 3	3 住居の安定について(5頁から6頁) 中長期の居住は具体的施策を明確化すべきである。	A 内閣府	(案文の修正なし) 地方公共団体における居住場所の確保に関する取組を促進することを盛り込んでおり、具体的施策は明確にされているものと考ええる。
90	Ⅱ 第1 3	性犯罪被害は隠しても隠しきれず、地域での噂を呼び、長期的に苦しめられる。転居先でも同様な二次被害に遭う。安心できる居住のためには、教育における倫理や道徳の養成を通じて、長期的に地域の倫理や道徳観を改善して行く必要があると思う。そして、小中学校に限らず、医療現場などにおける二次被害の状況から、医療従事者を養成するカリキュラムにおいても、それらの要素が盛り込まれる必要を感じている。	B	
91	Ⅱ 第1 3	物理的な支援だけでなく、それら全般に関して、被害に遭った方が一から一人で動くのではなく、サポートする拠点や体制が必要である。	B	支援のための体制整備に関する施策については、第4に盛り込まれており、これらの施策の全般的な充実に対する要望とする。
92	Ⅱ 第1 3	公営住宅の専用枠を十分に確保すべきである。 ・民間住宅の借り上げ費用の負担、転居費用の負担など住居の安定に関する諸々について整備する必要がある。 ・性暴力被害者にとっては、居住スペースが確保されるだけでは不十分であり、安全体制の確保と心身のサポート体制が必要である。 ・中・長期的なサポートが受けられる支援センターに通えるエリア内に安全な住居が必要である。	D	第5回会議において、公営住宅の優先入居等に係る制度の充実を求める有識者構成員の意見に対し、国土交通省から「優先入居等については、事業主体の判断に基づき行うものであり、国土交通省としては引き続き事業主体に対し協力を要請していく」旨が説明され、骨子のとおり案文とされた。

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
93	Ⅱ 第1 3	3 住居の安定について(5頁から6頁) 優先入居制度は現状においてあまり効果的に機能しておらず、抜本的な改革が必要である。	D	第5回会議において、公営住宅の優先入居等に係る制度の充実を求める有識者構成員の意見に対し、国土交通省から「優先入居等については、事業主体の判断に基づき行うものであり、国土交通省としては引き続き事業主体に対し協力を要請していく」旨が説明され、骨子のとおりの案文とされた。
<b>4 雇用の安定(基本法第17条関係)</b>				
94	Ⅱ 第1 4 (1)	被害に遭うと勤めている職場にいらなくなる。雇用の問題は、被害者にカードみたいなものがあれば安定所で率先して仕事に就けるように制度を作っていただきたい。	厚労省 A	(案文の修正なし) 犯罪被害者の方がハローワークに来所した場合には、特段、犯罪被害者であることの証明が無くとも、その申出により把握した犯罪被害者の事情を踏まえつつ、早期再就職の実現のため、きめ細かな支援を行っている。 計画案Ⅱ第1の4の(1)ウにも記載しており、引き続きいただいた意見を参考に施策に取り組んで参りたい。
95	Ⅱ 第1 4 (1)	母子に限らずDV被害者も対象にすること。トライアル雇用ではなく、男女共同参画社会基本計画や均等法との整合性をもたせることも考慮しながら、恒常的な雇用対策を実施すること。	B	
96	Ⅱ 第1 4 (1)	犯罪被害者の就職(雇用)については、被害者として相談に行ったが、話を聞くだけで、現在においても就職が決まらず、担当者の質の低さ又職員の理解が低い状況である。計画は素晴らしいが、効果があがらない状況である。専門的・実現できる能力のある方を選択し、訓練していただきたい。	B	
97	Ⅱ 第1 4 (1)	(全体)最も重要なのは就労支援だと思う。どんなに傷を負っても、犯罪に遭った方たちは生きていかなくてはならないから・・・カウンセリングして傷が癒えてから社会復帰、では遅すぎる。「男女雇用機会均等法」「労働基準法」に基づき実施していくことを明記していただきたい。	C	施策を実施するに当たって関係法令を遵守することは当然である。

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
98	II 第1	4 (3)	A 厚労省	<p>(案文の修正なし)</p> <p>1 被害回復のための休暇は、 ① 休暇の対象の範囲(対象となる犯罪行為の範囲や、被害回復のために行う行動の範囲(例:通院や裁判傍聴など))や ② 被害者等のプライバシーを確保する手法、 ③ 休暇の日数・期間や取得のための手続等が個別の事案において様々であり、また、事業主の責により休暇の必要が生じるものではないことから、法令等により一律に休暇制度を義務付けることは適当でなく、個別の事業場において労使双方が十分に話し合って導入するべきもの。</p> <p>2 なお、被害回復のための休暇制度については、リーフレットの配布やセミナーの開催により、経済団体や労働団体を始め事業主や被雇用者等に対して、犯罪被害者等の置かれている状況などについて周知・啓発を行っているところであり、これらの取組を通じ、義務づける前にまずは、被害回復のための休暇の普及促進を図ってまいりたい。</p>
99	II 第1	4 (3)	厚労省 A	<p>(案文の修正なし)</p> <p>給与は労働の対価として支払うのが原則であり、事業主の責めによらない事由により労働しない日について事業主に給与の支払いを求めることは本来妥当でないことから、病気休暇等の場合と同様に、被害回復のための休暇を有給とすることを前提とした賃金補填の実施は困難であると考えている。</p> <p>なお、犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設については、別途必要な調査及び検討が行われるところである(第1の2の(2)参照)。</p> <p>また、被害回復のための休暇制度については、リーフレットの配布やセミナーの開催により、経済団体や労働団体を始め事業主や被雇用者等に対して、犯罪被害者等の置かれている状況などについて周知・啓発を行っているところであり、これらの取組を通じ、被害回復のための休暇の普及促進を図ってまいりたいと考えている。</p>
100	II 第1	4 (3)	B	

番号		重点課題別		意見内容		分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
101	II	第1	4	(3)	裁判員裁判に選ばれた人達は休暇を与えられ、休暇をとることにに関して経営者は、解雇、不利益な取扱いをしてはならない等の規定がある。 裁判員裁判と同様に、犯罪被害者にも裁判傍聴に特別休暇制度を早く作っていただきたい。特に中小企業の経営者は犯罪に遭った従業員の休暇には冷酷な感がうかがえる。犯罪に遭った被害者についてももっと知っていただきたい。	B	
102	II	第1	4	(3)	「被害回復のための休暇制度」については、裁判員制度のもとで、「裁判員特別休暇」制度が、かなりの企業で普及しているのに比べ、広報も積極的には行われておらず、取組みが遅れているので、裁判員制度とセットで強力で推進してもらいたい。	B	
103	II	第1	4	(3)	【意見】 いずれも賛成である。 【理由】 犯罪被害者等は、被害を受けることにより、就業が不可能となることが多いため、犯罪被害を受けた結果、職まで失う事態も発生することは少なくない。かかる自体を防止するためには、法律上、被害回復までの合理的期間の休暇を保証する必要がある。また、雇用主や同僚の従業員の理解を得ることも極めて重要である。	C	



番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)	
その他					
104	II 第1	<p>第1. 5として「学業の安定」の項目を追加していただきたい。学生が犯罪に遭い、学業が継続できなくなることは多くある。それは将来の経済的自立を阻害することにつながる。犯罪に遭った方が学業を継続できること、休学した場合の配慮、学校内に加害者がいる場合は、加害者を退職・退学・転校させることなどを明記していただきたい。</p>	A 文科省	<p>(案文の修正なし) 学業の安定に関しては、犯罪被害にあった児童生徒が学業を継続できるよう、スクールカウンセラー等による相談体制の充実等、犯罪の被害に遭った児童生徒に対する支援について、第4「支援のための体制整備への取組」において既に記載している。</p> <p>加害者を退職・退学・転校させることに関しては、公務員である教職員が犯罪をはじめ非違行為を行った場合には、地方公務員法上の懲戒処分の対象とされているところである。実際にどのような処分を行うかについては、個々の事案に応じ、非違行為の性質、態様、結果、影響等を総合的に考慮して任命権者である教育委員会において判断するものであるが、免職も含め厳正な措置がとられるべきであると考え。また、児童生徒の場合は学校教育法施行規則第26条に退学等の懲戒処分が規定されているところではあるが(退学については公立の小・中学校等を除く)、校長が、教育上の必要性に応じて行うものであり、一律に行うことはできない。</p>	
105	II 第1	4	<p>(4)として「セクシュアルハラスメント」の項目を追加していただきたい。セクシュアルハラスメントは職場内の犯罪であり、それによって職を失い、心身の後遺症を抱える方も多い。原則として加害者が退職すること、犯罪に遭った側が経済的な自立ができる対策が必要である。</p> <p>(4)セクシャルハラスメントについては、以下のことについても検討していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○男性から女性への職場でのいじめは、性的言動を含まなくてもセクハラ(性暴力)であると認めるよう男女雇用機会均等法を改正する</li> <li>○女性に職場で笑顔で明るくしないといけないと発言することの禁止(性役割分業を強要)</li> <li>○女性の職場でのいじめ・パワハラ被害者の救済措置</li> <li>○女性労働者をいじめ・パワハラでやめさせた場合は加害者・会社を厳しく罰し再発防止のために野放しにしない。求人欄に女性がいじめパワハラでやめた人数を明記することを義務付ける。</li> </ul>	E	<p>(前段について) セクシャルハラスメントのうち、犯罪に該当するものについては、本計画に案に盛り込まれている各種施策の対象となるものであり、セクシャルハラスメントについて新たに項目を追加する必要性は認められない。なお、第3次男女共同参画基本計画において、雇用の場におけるセクシャル・ハラスメント防止対策等の推進に関する各種施策が盛り込まれている(予定)。</p> <p>「性的言動を含まなくてもセクハラ(性暴力)であると認める」ことは論理的に無理であり、かかる法改正は不可能であると思われる。</p> <p>(後段について) 女性労働者に対する一定の発言の禁止や、女性労働者に対するいじめ・パワハラについては、労働行政の枠組みで取り組まれるべきものである。</p>

番号		重点課題別		意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
106	II	第1	4	セクシャルハラスメントを犯罪として明記し、そのために職を失わねばならなかった人にはきちんと保障する形を作り(労災の充実でもいい)、心身の回復を図り、自立できるまで支えていただきたい。セクシャルハラスメントの被害者が辞めずにその職場に安心して残れるような体制を作っていただきたい。	E	セクシャルハラスメントは、性的な冗談なども含む幅広いものであり、これを犯罪として規定することは困難であると考えられる。なお、第3次男女共同参画基本計画において、雇用の場におけるセクシャル・ハラスメント防止対策等の推進に関する各種施策が盛り込まれている(予定)。
107	II	第1	4	4 雇用の安定(6頁から7頁) セクシュアル・ハラスメントについて位置づけ、被害者へ不利益や再発の防止について施策が明確に記載されるべきである。また、遺族として母だけでなく、母子家庭全般の就労を促進すべきであり、そのための優先雇用施策や職業訓練も拡充されるべきである。この点は、現在策定中の第3次男女共同参画基本計画と整合するよう記載される必要がある。	E	セクシャル・ハラスメントについて位置づけるとの意味がやや不明であるが、セクシャル・ハラスメントのうち、犯罪に該当するものについては、本計画案に盛り込まれている各種施策の対象となるものであり、セクシャル・ハラスメント全般について、新たな項目を設けるなどして、本計画案に位置づける必要性は認められない。なお、第3次男女共同参画基本計画案の第4分野(雇用等の分野における男女の均等な機会と雇用の確保)の1雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進では、「ウ セクシャルハラスメントに関する雇用管理と改善の推進」の項を設け、「研修・相談体制の充実など、職場におけるセクシャルハラスメントの防止に関する企業の積極的な取組を促すため、具体的なノウハウを提供するとともに、セクシャルハラスメント防止対策を講じていない企業等に対しては行政指導を行う。」との施策が盛り込まれており、かかる施策により、セクハラ被害者への不利益や再発の防止は図られるものと考えられる。また、母子家庭全般の就労支援の促進については、犯罪被害者等施策の枠を超える。

## 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
<b>1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(基本法第14条関係)</b>				
108	Ⅱ 第2	1 (1)	A 厚労省	(案文の修正なし) 「PTSD対策に係る専門家の養成研修」については、厚生労働省ですでに予算を確保し実施している。 また、犯罪被害者等に対する支援は、必ずしも専門家の量的確保によって向上するものではなく、資質の向上が求められる部分も大きいことから、専門家の養成人数のような数値目標を設定することが馴染むものではないと考えている。 なお、基本計画案第2 1(1)「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の内容の充実等において、「厚生労働科学研究において行われている、医療現場における犯罪被害等による精神疾患の実態調査及び犯罪被害者等に関する対応ガイドラインの作成を踏まえ、「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の実践的な内容の充実を図る」としているところ。 引き続きいただいた意見を参考に施策に取り組んで参りたい。
109	Ⅱ 第2	1 (1)	B	(3)の「犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の推進」においては、医学部生及び医学部卒業生に対する犯罪被害者等への理解を促進することも含まれている。
110	Ⅱ 第2	1 (1)	B	【意見】 賛成であるが、PTSD一般の研修にとどまらず、犯罪被害者に特有の事例に対応した研修を実施すべきである。 【理由】 厚生労働省において専門家研修が平成8年度から実施されているが、これは平成7年度の阪神淡路大震災を経験し、災害対策として政策が実施されたという沿革がある。災害被害では自然が相手であるので被災者には怒りの感情が少ないが、犯罪被害の場合には加害者が存在するので犯罪被害者は加害者への怒りの感情を抱いている。災害対策のための手法では、犯罪被害者のための支援を十分には実施できない。 犯罪被害者等基本法の趣旨から、犯罪被害者に特有の事例に対応した研修を実施すべきである。 医療現場で、災害被害者支援と犯罪被害者支援の違いが認識されつつあるが、まだ、理解が進んでいない。犯罪被害者の怒りが、支援者に向き、犯罪被害者支援は困難な領域であるとの認識が広まらないか危惧されるところである。医療現場において、支援者の二次受傷に配慮した研修を実施すべきである。
111	Ⅱ 第2	1 (1)	D	第2-1-(1)の「PTSD対策に係る専門家の養成研修の内容の充実」として骨子に盛り込まれている案文は、要望聴取会での「PTSDの治療技術を持つ専門家の養成のための体制整備を早急に行ってほしい」旨の要望に対する対応案として、厚生労働省提出案分が、一部修正の上、第5回会議で了承されたものであり、意見の趣旨を反映しているものである。

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
112	I 第2 1 (1)	(1)(3) 医学教育の促進 賛成。NPO法人の役員である精神科医が、被害当事者の立場から医療従事者に対して年1回精神保健研究所で講演を行ったり、別の役員が被害当事者の立場から国立大学医学部で「命の授業」を行う機会もあった。いずれも現場で命と向き合っている方たちなので、理解を促進することがそのまま医療現場の被害者対応の質を向上させていくものである。	C	
113	II 第2 1 (3)	すべての医師に対する研修プログラムを実施していただきたい。	C	診療に従事しようとする医師は、すべて臨床研修において精神保健・医療の現場を経験することになっており、すでに研修プログラムに基づいて精神疾患について経験するようになっている。
114	II 第2 1 (3)	■ 専門的人材の育成・養成について 現状では、犯罪被害者等支援に精通した専門的な人材自体が不足しており、地方公共団体が、専門的人材を思うように確保できない現状にある。 医療関係者等が、医師等の資格を取得する過程で犯罪被害者等支援に関する知識・技能を修得することにより、被害者支援に活用できる専門的人材が飛躍的に増え、地方公共団体にとっても、専門的人材を確保しやすくなる。その成果に大きく期待している。	C	
115	II 第2 1 (4)	犯罪被害者がまず訪れる機関としては、警察や身体医療機関、民間犯罪被害者支援団体があげられるが、これらの機関から精神保健福祉サービスへつなぐにあたり、精神保健福祉センターが機能することが求められる。自殺対策においては、都道府県の取り組みが重要な要であるのに対し、犯罪被害者支援の取り組みはまだ十分であるとは言えない。精神保健福祉センターがその機能を発揮するためには、現在においても少ない職員で多大な労務を負っていることから、単にセンター長会議でとりあげるだけでは困難であり、地方自治体の精神保健福祉センターにおける犯罪被害者支援に対する取り組みにおいても助成が可能な体制をつくる必要がある。	厚労省 A	(案文の修正なし) 精神保健福祉センターに対して、まずは犯罪被害者支援への理解促進が重要と考えており、センター長会議において議題とし、各センターで理解を促進する必要がある。 また、精神保健福祉センターの体制については、犯罪被害者支援に限らず、精神保健福祉センターの業務分担や関係機関との役割分担等を踏まえた検討が必要と考えている。なお、センターが行う事業の一部は既に予算補助を実施しているところ。
116	II 第2 1 (4)	(4)及び(12)に関して。 以前から、公的機関の無料相談に行きつて傷口を抉られたという話を聞く。 相談者が心の回復を得られるよう、時間をかけてケアしていくことが重要だと思うので、できれば一人一人、専属で対応したり、相性が合わなかったら別の者に変更できるといった具体的なことを明記する必要もあると思う。 また、相談を受ける側がいつでもアドバイスを受けることができる体制にすることも重要であるし、その方達の心のケアが必要な場合もあると思う。 くれぐれも最善の注意を払って、相談者が良かったと思えるようなサービスが提供されることを願っている。	B	

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
117	Ⅱ 第2 1 (4)	賛成。精神保健福祉センター、保健所の「心の健康相談」窓口で被害者相談も受けられることは確かだが、実際に待っているだけでは被害者のニーズには応えられない。精神保健福祉センター、保健所など身近で対人援助専門職が常置する窓口で犯罪被害者も相談しやすい体制づくりをしてほしい。また、保健師などによる訪問支援を積極的に行って欲しい。犯罪被害者遺族は、だれしも自殺念慮があり、自殺予防の観点からも、被害者遺族支援に精神保健福祉センター、保健所は積極的に取り組んで欲しい。	B	
118	Ⅱ 第2 1 (4)	【意見】 いずれも賛成である。	C	
119	Ⅱ 第2 1 (5)	犯罪被害者の診療に係る医療保険適応の範囲の拡大 (5) 犯罪被害者のPTSDの有病率が高いことは多くの研究で示されており、また犯罪被害者からのPTSDの治療のニーズが高いことから、PTSDの診断・治療に係る医療保険の適応の拡大は重要な施策である。医療保険の適応については、現状では海外の文献等で有効とされているSSRIsが日本においてPTSDの治療薬として医療保険の適応になっておらず、これについては、学会や研究者の中で、適応とされるだけの十分なエビデンスを提供することが必要であり、これについては4-2-(1)における調査研究の推進の施策強化が望まれる部分である。また、諸外国のガイドラインや複数のメタアナリシスの研究においてPTSDに有効な治療法として「トラウマに焦点をあてた認知行動療法」が推奨されている。しかし、現在日本の医療保険の対象になっている認知行動療法は、うつ病のみである。これについても保険適応にあたっては、日本での実証データが求められるが既にいくつかのRCTが実施されているところであり、その結果をふまえた早期の医療保険の適応が必要である。 また、本施策にはPTSDの医療保険のみが対象とされているが、実際の医療現場では、PTSDに限定されない犯罪被害者の治療に対する特別な診療報酬が必要と思われる。犯罪被害者の診療には二次被害を与えず、安心を提供できる治療が求められており、通常より時間がかかったり、また司法や保険のための診断書等多くの時間を要する。しかし、忙しい精神医療の現場では、通常の診療報酬の範囲でこれらを行うことは非常に困難であり、犯罪被害者の診療にあたり、「犯罪被害者治療加算」のような特別加算があることは精神医療の対応の向上のために必要であることから是非、検討をお願いしたい。 特に、子どもの性被害や犯罪被害に対応できる医師の不足は著しく、子どもの被害者にも診療報酬の加算措置が必要である。	厚労省 A	(計画案の修正なし) 診療報酬は公費と保険料で賄われるものであり、被保険者間の公平の観点から全国一律に、また、行われる診療行為に着目して設定されるものである。このため、疾病の原因が犯罪によるものか否かによって診療報酬に差異を設けることは困難である。 一方、犯罪被害者を含め、広く心に傷を負ったPTSDの患者に対する診療行為については、その有効性・安全性が確立されたものに関して、中央社会保険医療協議会において保険適用の是非について議論されるものである。 以上のことから、今回の意見を案文に盛り込むことは不適切である。 なお、診療報酬は二年に一度、中央社会保険医療協議会において診療を担当する者、診療に要する費用を負担する者、学識経験者、それぞれの代表による議論を経て、見直しが行われるものである。
120	I 第2 1 (5)	【意見】 賛成である。ただし、支援者となるべき医師等の経済的な側面の安定を図る必要がある。 【理由】 犯罪被害者が十分な支援を受けることができるには、犯罪被害者が安定して治療を受けられるような体制を整備する必要がある。ただし、犯罪被害者支援は重要な事項であるが、支援者に経済的に無理を強いるようであってはならない。 現在、PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用範囲に関しては必要な措置は十分には講じられていない。犯罪被害者へのカウンセリングが診療報酬の対象となりにくいという点は指摘されている。このため、医師等は、犯罪被害者の診療においては苦労が多い。また、我が国においてはPTSDの治療については保険適用のある薬として承認されている薬はない。このため、犯罪被害者がPTSDの診断及び治療を受けるに際しては、医師が苦労しつつ懸命に治療を行っているのが現実である。以上から、PTSDについての診療報酬について早急に必要な措置を講ずる必要が望まれる。	B	

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
121	II 第2	1 (5) 殺人被害者の遺族であるが、精神・神経センターで治療を受けている。治療は何年もかかる。被害者支援金は第一相続人のみで、その他の家族は全て実費負担である。是非、PTSD治療、複雑性悲嘆治療を保険適用にしていきたい。そして、治療を行える医師とカウンセラーの人数を増やしていただき、全国医療関係者にも「犯罪被害者の治療医」を紹介していただけるようにリストを作っていたきたい。	D	PTSD治療の保険適用については、「PTSDの治療については、有効性・安全性に関する科学的評価が得られたものについて、診療報酬改定時に必要に応じて措置を講ずる。」という厚生労働省提出の案文が第5回会議において了解された。 治療医のリストの作成については、有識者構成員から「関連学会」に研修を要請し、研修修了者のリストを警察等で活用する」旨の提案がなされ、第5回会議において、「厚生労働省において、関係学会に研修を要請することとするが、学会自治の尊重の観点から、計画に盛り込まない。」ことで了承された。
122	II 第2	1 (6) 【意見】 賛成である。	C	
123	II 第2	1 (7) 賛成。自殺対策において救急医療の現場の精神科医との連携については一歩先を議論検討されているので、縦割りではなく、既存の院内連携や地域ネットワークをいかにせるようにしていただきたい。	B	
124	II 第2	1 (7) 【意見】 賛成である。 【理由】 救命救急センターに精神科医を常駐させること等は、マスコミでも報道されており一般市民にとってわかりやすくなってきている。救急医療に連動した精神的ケアについての整備がなされつつあることは事実である。 ただ、犯罪被害者としては、同じスタッフに継続的に支援してもらいたいという要望がある。いくら優秀な専門家でも、初対面の場合、犯罪被害者は緊張するものである。犯罪被害者が救急医療機関から他の医療機関に転院した場合など、転院前の病院のスタッフが継続して犯罪被害者を支援することが望ましい。現に犯罪被害者が転院した場合、スタッフが転院先の病院で犯罪被害者を継続的に支援した実例もあり、このような制度の検討も必要である。	B	
125	II 第2	1 (8) 交通事故の後遺障害者への医療の課題について、特に項を設けてその充実を図ることや実態把握に努めることを明記していることは評価する。なお、遷延性意識障害者を介護する療護センターの拡充など、昨年10月13日の要望聴取会にて提出した要望内容を骨子に盛り込み、具体化の方向が示される記述となることを強く望む。	D	第5回会議において、要望に対する案文として、療養センター拡充そのものの明記はされない国土交通省提出案文で了解された。なお、有識者構成員から、在宅の被害者等や入所している被害者等を対象とした定期的なアンケートを行うことが必要との意見が出され、その旨は反映されている。
126	II 第2	1 (8) 【意見】 賛成である。	C	

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
127	II 第2	1 (9) 【意見】 賛成である。 【理由】 高次脳機能障害への理解が進んできたが、まだ完全ではない。犯罪被害者は一般人であり、一般人にとって、高次脳機能障害についての知識がないことがほとんどである。高次脳機能障害については専門の医療機関が、どこであるかを国民に周知徹底する必要がある。現在では、脳神経外科病院等の電話帳広告も増えてきており高次脳機能障害への治療が受けやすくなってきたのは事実であるが、どの病院に行けば高次脳機能障害についての治療を受けることができるかについては十分に知れ渡っていない。 障害者自立支援法の見直しや改正があった場合でも、高次脳機能障害がサービスの対象であるという更なる周知が必要となる。 高次脳機能障害の認定では、精神科と脳神経外科の連携が必要であり、国として、双方の診療科の連携を援助すべきである。	B	
128	II 第2	1 (9) 高次脳機能障害者の課題について、「高次脳機能障害者支援普及事業」の実施に期待するが、これについても、昨年10月13日の要望聴取会にて提出した要望(※)の具体化が示される骨子の文面となることを強く望む。 ※高次脳機能障害者の作業所、生活・就労センター等の設立及び運営への支援を拡大してほしい。	D	第5回会議において、要望の趣旨を反映したものととして厚生労働省から提出された案文で了承されている。
129	II 第2	1 (9) 高次脳機能障害者への支援は、受傷直後や年齢の浅い人が多く、私の長男のように受傷後10年以上経過した者には支援をしていただくことがないのが現実である。 自助努力での限界を感じつつ犯罪被害に遭ってこれからの先の生活を考える時に、障害に応じた対応を支援をしていただくことを願う。基本法第14条に、「心身に受けた影響からの回復」となっているが、働きたくても働けず障害者年金月65,000円のみでこれから先のことを考えると不安で夜も寝られない。より良い支援を考えていただきたい。	C	
130	II 第2	1 (10) 【意見】 賛成である。ただし、施策の内容をより明確に定義する必要がある。 【理由】 まず、骨子案で使用される言葉の意味が重複しないか整理する必要がある。上記(10)では「思春期」とあり、(11)では「少年被害者」とあり、それぞれの言葉の意味の区別が明らかとなるような表現をするべきである。骨子案は国民向けの文書であり、分かりやすい表現が求められる。この意味で、「思春期」とは何を意味するのか、「少年被害者」とは何を意味するかを明確に記載するべきである。 現実には、思春期精神保健とは、主に15歳前後から20歳前後の未成年者を対象とする精神保健の意味に使用されている場合が多いので、この意味であろうが、明確に記載すべきである。	厚労省 A	(案文の修正なし) 「思春期精神保健」における「思春期」とは、一般的に必ずしも不明確な用語ではないと考えられることから、定義を明確にすることにより一般の方にわかりにくいものになってしまう。
131	II 第2	1 (10) 早期に適切なケアを受けられることが、回復を早めることにつながることから、思春期精神保健の専門家の研修に、性暴力を加えることが必要である。	B	

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
132	Ⅱ 第2 1 (11)	<p>【意見】 賛成である。ただし、施策の内容をより明確に定義する必要がある。</p> <p>【理由】 前記(10)に関する意見と同趣旨である。犯罪被害者の多くは医学知識がない一般人であり、一般人からみて、児童精神科医による診察を受けるには、精神科に行けばいいのか、小児科に行けばいいのか判断に迷うこととなる。国は、児童精神科医について周知を図るべきである。</p> <p>また、骨子では、「児童精神科医等専門家の適正な配置」とあるが、少年被害者の場合、小児科において治療を受ける場合が多い。少年の場合は、かかりつけ医師は小児科医である場合が多く、かかりつけ医師には相談しやすい。国は、精神科医と小児科医が連携して犯罪被害者支援に対応できるような環境を整備する必要がある。</p>	A 厚労省	<p>(以下のとおり修正を行う。)</p> <p>厚生労働省において、少年被害者の被害について、犯罪被害者等に特有の対応を要する面があることを踏まえ、全国的に治療又は保護を行う専門家が不足し、そのための体制及び施設が十分ではないことを前提に、現状に関する必要な調査を行い、その上で、少年被害者が利用しやすく、地域的な隔たりなく十分な治療・配慮を受けられ、また、十分な期間保護が受けられるようにするため、児童精神科医等専門家の適正な配置 <u>や連携その他の体制の整備及び施設の増強に資する施策を実施するとともに、専門の医療機関等についての情報提供を行う。</u></p>
133	Ⅱ 第2 1 (12)	警察におけるカウンセリングは必置にしていきたい。また、警察に行かれない人も多いので、警察からの委嘱だけでなく、公費負担による外部機関への委託も積極的に実施していきたい。	前段B 後段C	<p>(前段について) 施策の推進要望としてB</p> <p>(後段について) 内閣府においては、男女共同参画センターにおける中長期的なカウンセリング等の性犯罪被害者支援の取組の促進を図ることとしている(第4-1-(3))。</p>
134	Ⅱ 第2 1 (12)	現在、警察で進められている臨床心理士の活用を是非お願いしたい。また、民間で被害者支援にかかわってきた経験のある臨床心理士の活用を是非お願いしたい。	B	
135	Ⅱ 第2 1 (12)	<p>【意見】 賛成である。</p> <p>【理由】 性犯罪被害者の精神的回復のために、是非、専門職員の充実、部外カウンセラー・精神科医との連携等を行うべきである。</p>	B	
136	Ⅱ 第2 1 (12)	警察に相談しにくい被害者のため、外部相談実施団体との連携を推進すること。	B	



番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
137	Ⅱ 第2 1 (12)	賛成。すでに当県の県警は臨床心理士3名をカウンセリングアドバイザーとして委嘱しており、事件直後からのカウンセリング体制がある。ワンストップサービスともリンクする部分であるが、この臨床心理士をバックアップする形で数名の専門家チームが形成できれば、事実上のワンストップサービスが可能である。ただ、当県のように民間支援センターが臨床心理士会と連携できていないと被害者を抱え込んで孤立させるだけとなる。警察において被害者を主体にした支援体制を作っていくうえでも、初期段階の臨床心理士・精神科医によるカウンセリング制度は大切である。	C	
138	Ⅱ 第2 1 (13)	医療機関における性犯罪に遭った方への体制の整備を義務化していただきたい。なぜなら、医療機関が適切に対応することが、望まない妊娠の回避、性感染症の早期治療、証拠採取による犯人逮捕につながるからである。	B	義務化の内容が不明であるが、医療関係者を対象とした啓発等を実施することにより、「望まない妊娠の回避、性感染症の早期治療、証拠採取による犯人逮捕つなげる」ための医療機関における適切な対応がなされるものと考えられることから、施策の推進要望としてB
139	Ⅱ 第2 1 (13)	賛成。マニュアル作成等による体制整備は不可欠。それと同時に地方レベルでも、児童相談所の性虐待被害児童の対応やDV被害者シェルター・配暴センターなどは性被害対応のできる医療機関との連携実績があるので、地方の実情に即した地域版マニュアルの作成も大切であり、その作成プロセスにおいて地域ネットワーク構築をはかっていくこと可能である。何か新しいワンストップ支援センター設置の枠組みに縛られてしまうと柔軟な対応がかえって困難になりかねない。	B	
140	Ⅱ 第2 1 (13)	【意見】 賛成である。 【理由】 性犯罪被害者が医療機関で二次被害を受けることもあり、医療関係者に対する啓発、対応体制の整備は必須である。 なお、医療関係者は多忙であるので、医療関係者が性被害者対応のための研修会に参加する場合、当該医療施設から医療関係者が不在となり、当該医療関係者が所属する医療施設では、十分な医療ができないことが予想される。研修に参加する場合、医療施設に財政的援助、人的援助を講じる必要がある。	B	
141	Ⅱ 第2 1 (13)	性暴力被害当事者、民間支援者など直接の支援者の意見を反映すること。	B	
142	Ⅱ 第2 1 (14)	国として、性暴力に対応できる看護師ならびに医師を養成していただきたい。また、民間で養成講座を開催している機関を公費助成していただきたい。看護師活用に当たっては、医師の指示でしか動けない「保健師助産師看護師法」の改正が必要である。	E	看護師への指示のあり方については、医療制度に関わる問題であり、犯罪被害者等施策の枠を超える。

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
143	Ⅱ 第2 1 (14)	<p>現在、アメリカやカナダでは、性暴力被害者支援看護職(SANE)が専門化され、性暴力に関する専門トレーニングを受けた看護職が対応している。</p> <p>日本では、唯一NPOがSANEの養成に取り組んでいるが、看護教育のなかでは未だに、性暴力被害者へのケアの系統的教育や、SANEの養成がなされていない。そのため、現状の医療現場では、医療者(医師・看護職)の心ない言動による二次被害も横行している。</p> <p>これらの現状を改善するためにも、特に、文部科学省や厚生労働省、日本看護協会などの職能団体が協働し、看護の大学や大学院教育において、養成コースを創り、SANEの育成をすることが急務である。</p>	A 文科省	<p>(案文の修正なし)</p> <p>大学における専門的な知識を有する人材の養成については、個々の大学が、自らの教育理念等に基づき、自由に判断すべきである。</p> <p>性暴力被害者支援看護職(SANE)に関する人材養成については、現時点では系統的な教育を行っている大学はないが、個々の大学の判断で大学院に養成コースを設置するなどの対応を行うことができるため、社会的な要請を踏まえ、大学が独自に判断するべきだと考える。</p>
144	Ⅱ 第2 1 (14)	<p>性暴力被害者支援専門看護婦については、民間(NPO女性の安全と健康のための支援教育センターなど)が東京都内の病院と連携して養成の実績があり、引き続き、医学部や看護大学での教育だけでなく、民間団体での養成を活用するべきである。</p>	B	
145	Ⅱ 第2 1 (14)	<p>【意見】 賛成である。ただし、その前提として、看護師、助産師等に対する性暴力被害についての研修を充実する必要がある。</p> <p>【理由】 看護師、助産師等は、性暴力被害者に接する機会が多いので、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えることが望ましい。ただ、看護師、助産師等に対する、かかる知識や技能のための研修は、ごくわずかしが行われていないのが現状であり、研修を充実させるため、かかる研修を行っている民間団体への支援も必須である。</p> <p>なお、看護師、助産師とも多忙であるので、看護師、助産師が研修会に参加する場合、医療施設から看護師、助産師が不在となることが予想される。医療施設に財政的援助及び人的援助を講じる必要がある。</p>	B	
146	Ⅱ 第2 1 (15)	<p>【意見】 全く不十分である。</p> <p>ワンストップ支援センターの設置について、厚生労働省と警察庁が担当省庁として責任を持って、同センターを少なくとも5年以内に各都道府県に1カ所ずつ設立する、とすべきである。</p>	A 厚労省 警察庁	<p>(案文の修正はなし)</p> <p>(厚生労働省) ワンストップ支援センターは、そもそも現在警察庁においてモデル事業を行っているところであり、まずは、モデル事業における成果を踏まえた上で、具体的な運営方法や箇所数等について検討する必要がある。加えて実施にあたっては、昨今の医師偏在等による産科医療の非常に厳しい現状を十分踏まえる必要がある。</p> <p>(警察庁) 設置目標の設定に当たっては、当庁におけるモデル事業の結果や民間での実施状況等を踏まえ、設置主体をどうするのかなども含めて検討する必要がある、現時点では設定困難である。</p>

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
147	II 第2 1 (15)	救急病院には必ず産婦人科医を配置すること。	A 厚労省	(案文の修正なし) 「救急病院」が何を指すかは判然としないが、医師に義務づけられている卒後の臨床研修の中には、救急・周産・小児・成育医療の現場経験が義務づけられており、産婦人科の専門医でなくとも、救急への対応は可能である。(日本では国家資格としての専門医制度は設けていない。) なお、現在不足している産婦人科医の配置を、全ての救急を標榜する医療機関に配置することは、現実的ではない中、各都道府県において、産婦人科医が不足している現状であっても適切に対応出来るよう工夫されているところ。引き続きいただいた意見を参考に施策に取り組んで参りたい。
148	II 第2 1 (15)	民間のワンストップ支援センターやワンストップサービスに公費助成をして支援することを明記していただきたい。	A 内閣府	(案文の修正なし) ワンストップ支援センターについては、様々な運営主体や運営方法が想定され、現時点では、ワンストップ支援センターを対象とした一律の公費助成の仕組みを構築することは困難である。
149	II 第2 1 (15)	・10箇所以上の増設の数値目標を明確にすること。 ・幅広く地域全体の支援体制の底上げを図ることを明記すること。	A 内閣府 (幅広く地域全体の支援体制の底上げを図ることについてはB)	(案文の修正なし) ワンストップ支援センターに係る数値目標の設定に当っては、警察庁におけるモデル事業の結果等を踏まえる必要があり、現時点では設定困難である。
150	II 第2 1 (15)	カウンセリングや普通の精神的医療機関に関して、自分の被害を信頼して打ち明ける事が出来ず、一切医療機関へ行けない被害者もたくさんいる。そういった方々の最初の一步として、ワンストップ支援センターは最も重要になってくることから、全国的な設置を最重要で進めていただきたい。	B	
151	II 第2 1 (15)	ワンストップ支援センターについては、まず、国内外のモデル事例(警察庁が実施したものだけでなく)の検証が必要である。検証メンバーには、民間の性暴力に遭った方の支援団体や、当事者団体を加えていただきたい。	B	
152	II 第2 1 (15)	ワンストップ支援センターの設置促進にあたっては、今年始まったばかりの民間の試みであることに鑑み、早急かつ安易なマニュアル化は避けるべきであると考え。被害者自身と支援現場の声に耳を傾け、十分な情報収集と考察が必要である。	B	

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
153	II 第2 1 (15)	国外の事例も含めて、モデル事業の計画を報告して、民間の支援団体も入ったワンストップ支援センターの設置計画の検討会を作って協議していただきたい。	B	
154	II 第2 1 (15)	対応拠点について 性暴力被害者対応についての日本の現状に鑑み、総合病院である必要はなく、むしろ、性暴力とりわけ、初期対応に実績があり、被害者の自己決定権やエンパワメントを実現でき、安全で、相談員などを配置することにより、他機関との連携ができる機関という基準で設置されるべきである。総合病院ではないものの、産婦人科の医療機関においては、すでに性暴力被害者に積極的に対応し、地域の関係機関や民間団体等とのネットワークを有している医療機関は数多く存在し、そのような医療機関を、拠点等から除外することは避けるべきである。 どうしても他者と関わりたくない性暴力被害者がやむなく医療機関を利用する機会が妊娠中絶であることから、対応拠点となる医療機関には被害者が希望した場合には、被害者に負担をかけないよう人工妊娠中絶に対応することを義務付けることが必要であり、また対応拠点の選定に当たっては、人工妊娠中絶への対応が可能なことを要件にすべき。 また、対応拠点までは担えないとしても地域には性暴力被害者に対応できる社会資源が多く、地域病院、女性外来、緊急病院など地域医療の活用をすべきである。	B	
155	II 第2 1 (15)	趣旨は賛成。ただし、現在の犯罪被害者支援団体の支援実態はワンストップ支援に対応できるだけの内実をそなえているところは必ずしも多くない点に留意すべきである。むしろ、地方レベルでは児童相談所の性虐待被害児童の対応やDV被害者シェルター・配暴センターなどが性被害対応のできる医療機関と連携実績を積み重ねており、そうした既存の機関や団体のネットワーク化の方がよほど効果的であり財政的負担も少なくてすむと思う。 形にこだわりすぎて内実の伴わないセンターができてしまうことを懸念する。地方の実情に即した、被害者のためのワンストップ支援を期待する。	B	
156	II 第2 1 (15)	男女共同参画基本計画との整合性をとること。	D	性犯罪被害者関係施策については、男女共同参画基本計画との整合を図るため、男女共同会議での第3次男女共同参画基本計画の検討状況を踏まえた検討を行った。
157	II 第2 1 (16)	すべての臨床心理士が、犯罪に遭った方への知識・技能を有することが必要である。なぜなら、犯罪に遭った方への心理的ケアは、心身の回復にとっても有効だからである。また、臨床心理士だけでなく、生活を支援する社会福祉士、障がい者を支援する精神保健福祉士に対しても、同様の研修を予算化していただきたい。	前段B 後段C	臨床心理士については、第2-1-(16)「犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成等」に関する推進要望としてB 社会福祉士、精神保健福祉士については、既に、厚生労働省において、研修精神保健医療福祉業務に従事する社会福祉士、精神保健福祉士等を対象に「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」(第2-1-(1)、第2-3-(1)カ)を既に実施し、予算化している。

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
158	Ⅱ 第2 1 (16)	臨床心理士への研修機関として、「財団法人日本臨床心理士認定協会」をあげているが、毎年、被害者支援研修会を行い、各都道府県に被害者支援担当者を置いているのは、「一般社団法人日本臨床心理士会」であるので、こちらの名前も挙げた方が良いかと思う。【一般社団法人日本心理臨床学会からの意見】	A 内閣府	(案文を以下のとおり修正する。) (16)犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成 内閣府において、財団法人日本臨床心理士資格認定協会及び一般社団法人日本臨床心理士会に働きかけ、犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を促進する。
159	Ⅱ 第2 1 (16)	専門家養成及び研修について 本学会の支援活動委員にて、犯罪被害者支援に携わる心理臨床の専門家を講師として推薦できることから、活用していただきたい。【一般社団法人日本心理臨床学会からの意見】	B	
160	Ⅱ 第2 1 (16)	本学会では、学会主催の被害者支援に関する研修会の強化を図っていくことから、文科省、厚労省など政府による支援をお願いしたい。【一般社団法人日本心理臨床学会からの意見】	C	
161	Ⅱ 第2 1 (16)	【意見】 賛成である。 【理由】 犯罪被害者支援において臨床心理士の果たす役割が大きい。現実の事件でも臨床心理士が活動し、また、犯罪被害者支援についてのシンポジウムでは臨床心理士がパネリストとして参加することが非常に多い。臨床心理士は、弁護士と同じ民間の立場から犯罪被害者支援に従事する立場であり、弁護士のよきパートナーである。よって、上記施策を積極的に実施すべきである。	C	
162	Ⅱ 第2 1 (17)	【意見】 賛成である。 【理由】 犯罪被害者の置かれた状況を踏まえ、捜査裁判を見通したケア及び検査、診断書の作成等については、これまでの医学教育及び保健教育、福祉教育のなかでは、ほとんど実施されていない。そのため、全国の保健及び医療、福祉の業務を担当するスタッフは、犯罪被害者等基本法の理念に適った活動ができるという自信を持てずにいないか懸念される。 早急に保健及び医療、福祉の業務を担当するスタッフに対し、弁護士が捜査や裁判等についての研修会を開催することが現実的である。そのための財政的援助を国に希望するものである。	B	
163	Ⅱ 第2 1 (18)	【意見】 賛成である。なお、検察官において犯罪被害者支援のために精通する研修の実施においては、弁護士との協力関係を構築し、犯罪被害者支援に精通した弁護士を研修に招く等の措置を取るべきである。	B	
164	Ⅱ 第2 1 (19)	法科大学院では、犯罪に遭った方についてのカリキュラムを必修としていただきたい。	D	「法科大学院での犯罪被害者支援の教育の実施を徹底して欲しい。」旨の要望を踏まえて、文部科学省から骨子の案文が提示され、第5回会議で了解された。

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
165	Ⅱ 第2 1 (19)	【意見】 賛成である。 【理由】 法科大学院においては、刑事裁判、民事裁判の手續に関する授業は多いが、犯罪被害者支援のための授業は少ない。法科大学院における犯罪被害者支援のための授業を実施するとともに、学生が犯罪被害者支援のボランティア活動に従事すれば、それを単位として認める等の制度が導入できないか検討を開始すべきである。	B	
166	Ⅱ 第2 1 (20)	【意見】 賛成である。 【理由】 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等は重要な施策である。ただし、児童相談所の夜間の受け入れといっても、結局は、児童相談所の職員の努力にのみ支えられる結果になることが懸念される。職員が、夜間と休日に携帯電話を持ち、十分な休みも取れない状態にならないよう十全な体制の整備が必要である。 そして児童相談所の設置の促進といっても、最近の国家公務員の人数削減の政策との整合性を考慮しなければならない。現実に即し、様々な政策の調和の取れた状態で、児童相談所の設置の促進を図る必要がある。	B	
167	Ⅱ 第2 1 (20)	児童虐待において、性虐待の支援・対応が立ち遅れている。性虐待対策に力を入れること。	B	
168	Ⅱ 第2 1 (20)	性暴力防止プログラムの策定を行うこと。	D	第5回会議において、有識者構成員から、性暴力防止のための学校教育について盛り込んでどうかとの意見が出されたが、文部科学省から「学校における性に関する指導は、発達段階に応じて学習指導要領に基づく教育がなされている。性被害に関する指導は、個別相談や個別指導によることが適当である。」旨の説明がなされ、盛り込まないこととされた。
169	Ⅱ 第2 1 (20)	児童虐待に対する24時間365日対応を実現していただきたい。そのためには、児童相談所の労働者の待遇の見直しが必要である。	C	既に児童相談所においては、児童虐待についての相談に24時間365日対応する体制がとられている。
170	Ⅱ 第2 1 (20)	子どもが犯罪被害者主体であることを明記し、支援の前提とすること。	C	児童虐待の被害者が子どもであることは当然である。

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
171	Ⅱ 第2 1 (21)	<p>【意見】 賛成である。ただし、少年被害者の場合、学校関係者が加害者である場合も存することに十分留意すべきである。</p> <p>【理由】 少年被害者といっても学校内の事件の場合、学校の管理上の過失から事件が発生したと認定される場合もある。犯罪被害者は学校を加害者として認識し、学校を訴える場合がある。このような場合は、学校が被害者を援助するとしても、被害者は学校に支援を希望するとは限らない。学校も、学校が管理責任を追及される立場になると思われる場合には、弁護士会に被害者支援の協力を要請するべきである。</p>	B	
172	Ⅱ 第2 1 (22)	<p>「文部科学省において…スクールカウンセラーの適正な配置…」とあるが、「スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカー」とし、ソーシャルワーカーの関与を明記していただきたい。</p>	A 文科省	<p>スクールソーシャルワーカーは、児童生徒へのカウンセリングを行うものではなく、関係機関等との連携を図るコーディネーター的な役割であることから、ご指摘の趣旨を踏まえ、イの案文を次のとおり修正する。</p> <p>「文部科学省において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを始め学校の教職員が一体となって、関係機関や地域の人材と連携しつつ、犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する教職員やスクールカウンセラー等に対する研修を支援するとともに、各学校における取組を促進する。」</p>
173	Ⅱ 第2 1 (22)	<p>すべてのスクールカウンセラーが必ずしも心理臨床の基礎教育・訓練を受けているわけではないという実態がある。県によっては臨床心理士以外の比率が高くなってきている。被害者の心のケアについては、基礎教育を受けていない場合、新たな心的被害を与える恐れもあり、「教職員やスクールカウンセラーも対する研修を支援する」という文言が記されているが、スクールカウンセラーの中でも研修を終えた者というような条件をつけていくことが望ましいかと思う。</p>	B	
174	Ⅱ 第2 1 (22)	<p>【意見】 賛成である。ただし、スクールカウンセラーに対し、法律の研修会を実施するべきである。</p> <p>【理由】 スクールカウンセラーの多くは臨床心理士であり、臨床心理士は犯罪についての知識がないことがほとんどである。スクールカウンセラーに対し、法律の研修会を実施するべきである。その際、刑事及び民事に精通する弁護士がスクールカウンセラーの研修を担当するのが最適である。</p> <p>なお、中学校でのスクールカウンセラー制度は充実しつつあるが、小学校でのスクールカウンセラー制度は、まだ充実していない。小学校でのスクールカウンセラー制度の充実を図るべきである。</p> <p>また、スクールカウンセラーは、毎週、一定の曜日だけ、学校に派遣されることが多い。犯罪被害者支援の場合、毎日の支援が必要となるので、現在の体制では不十分である。犯罪被害者支援に精通したスクールカウンセラーの増加が必要となる。</p>	B	
175	Ⅱ 第2 1 (22)	<p>学校への周知について。各項が確実に実施されるような体制を作り、それを広報していただきたい。また、実施されているかの点検をしていただきたい。</p>	B	

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
176	Ⅱ 第2	1 (23) 【意見】 賛成である。ただし、被害少年に対する支援が過度に警察主導とならぬよう留意する必要がある。 【理由】 警察はカウンセリングの専門家ではない。専門的なカウンセリングを必要とするときは、専門家に任せるべきである。支援者が、スーパーヴァイズを受けない状態でのカウンセリングは、犯罪被害者に深刻な二次被害をもたらす。また、警察による捜査の端緒となつてはならない。警察が事件を探すために相談を実施することは防止する必要がある。	B	
177	Ⅱ 第2	1 (24) 【意見】 賛成である。 【理由】 実親からの養育を受けることのできない子供に対し、里親のもとで養育してもらう制度は、大切である。しかし、発達心理学の立場から子供が、里親に愛着を感じるようになるまでには、相当程度の時間を要する。里親制度において、子供と里親との愛着が形成されず、愛着に障害がある場合には、子供の発達に問題を生じることとなる。里親制度について、理想は素晴らしいが現実には厳しいことを前提に、臨床心理士など専門家との協力を維持しながら実施すべきである。また、里親の認定等については厚生労働省の省令で定められているが、民主的基盤のある法律で定めるほうが望ましい。	B	
178	Ⅱ 第2	1 (25) 【意見】 賛成である。ただし、臨床心理士など専門家との協力を維持しながら実施すべきである。【日弁連】	B	
179	Ⅱ 第2	1 (25) 犯罪に遭った子どもへの相談・治療を無償化していただきたい。	C	児童相談所等公的機関の相談は無料であり、民間の支援センター等も無料のところが多いものと承知している。なお、医療費については、犯罪被害給付制度の対象になるものについては、被害者が子どもであっても給付対象となる。
180	Ⅱ 第2	1 (26) 医療機関の情報を冊子やウェブサイトで積極的に紹介するとともに、犯罪によりどのような影響があるか(例えば性犯罪であれば妊娠だけでなく性感染症の可能性もある)なども提供していただきたい。なぜなら、どのような影響があるかを知らなかったために、その後症状が悪化することがあるため。	B	
181	Ⅱ 第2	1 (26) 【意見】 賛成である。 【理由】 前記(17)で述べたとおり、医療機関に勤務する医療スタッフは、医学教育を受けているが犯罪についての教育は受けていない。医療機関に情報を周知しても、情報の提供方法に戸惑いを感じると思われる。弁護士を協力して、医療スタッフに法律についての研修会を実施すべきである。	B	
182	Ⅱ 第2	1 (26) 医療機関の情報だけでなく、心身の後遺症などに関する医療情報についても提供すること。	B	



番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
183	Ⅱ 第2 1 (27)	【意見】 賛成である。前記(26)で述べたとおり、弁護士と協力して、医療スタッフに法律についての研修会を実施すべきである。	B	
184	Ⅱ 第2 1	DV被害者、虐待被害者支援をして来た経験から、PTSD治療はDrと心理職がチームを組む事(弁護士、病院、ナース、ケースワーカー等)が、望ましいと考える。簡単に出来るものではないので、チームを組んで対応する枠組みを、早急に作るべきである。	B	
185	Ⅱ 第2 1	専門家養成の充実 1-(1)、(10)、(11)、(17) および3-(1)(カ) 内閣府の調査(「犯罪被害類型別継続調査」)では、犯罪被害者においてPTSD等重度ストレス反応の治療専門家の養成を望む被害者の割合が高い(Web調査全体28%、パネル調査性犯罪被害者62.5%)ことが報告されているが、トラウマに焦点をあてた認知行動療法などのPTSDの治療として十分な効果のエビデンスのある治療を提供できるメンタルヘルス専門家(精神科医師、臨床心理士等)は極めて少ない現状にある。また、このようなPTSDに特化した特定の精神療法だけでなく、広く犯罪被害者に対して適切なカウンセリング等一般的な心理療法、精神療法を提供できる専門家も少ない。これらの専門家が実際に臨床現場で応用できるだけの技術を身につけるためには、少人数かつ継続的な研修が必要である。基本計画でとりあげられているのは、一部の機関で実施されている研修の強化であり、これでは十分な専門家を養成するに至らないと考えられる。従ってこの施策については、特定の研修の強化ではなく、当学会を含め専門的な知見を有する団体が行う一定の基準を満たした研修に対して助成を行うことを含めることを提言するものである。 例として、「発達障害者支援法」では、以下の条文により小児科医・精神科医の養成に都道府県から予算をつけることが可能になった。被害者支援においても第14条で精神的回復に国や地方自治体が取り組むことが明記されており、基本計画においてより明確に専門家の研修の措置を定めることが必要である。	C	「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の実施については、厚生労働省「こころの健康づくり」補助金による研修事業として、実施団体を公募により募集の上、審査・選定しているところであり、「基本計画でとりあげられているのは、一部の機関で実施されている研修の強化である」という指摘には当たらないと考えている。なお、専門家の養成については、本項目(1)に記載している実態調査及び犯罪被害者等に関する対応ガイドラインの作成を踏まえ、より実践的研修にするなど研修内容の充実等により行ってまいりたい。
186	Ⅱ 第2 1	緊急避妊については、全被害者が緊急避妊についての情報を得られるよう、緊急避妊の情報の普及活動が必要である。また、緊急避妊については、対応拠点だけでなく、全医療機関が対応できるよう、普及が必要である。	A 厚労省	(案文の修正なし) 緊急避妊については、現時点では日本で承認されている薬がなく、国として情報の普及活動を行うのは難しいこと、また、医療機関における緊急避妊の対応については、専門性の観点から、一定の技能、知識や経験が必要であると考えられ、全医療機関での対応は困難であることから、意見を反映することができないと考える。 なお、現在、薬事・食品衛生審議会において、緊急避妊薬の承認について審議をしているところである。
187	Ⅱ 第2 1	1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(基本法第14条関係) ・社会福祉士、精神保健福祉士など福祉に携わる人が犯罪被害についての知識を持って対応できるように研修等を制度化すること。	C	平成8年度から「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」において、主に精神保健医療福祉業務に従事する医師、看護師、保健師及び精神保健福祉士等を対象とした、犯罪被害に関する研修を実施しており、精神保健福祉士等福祉に携わる方々においても研修対象者としているところであり、既に制度化がなされている。

番号	重点課題別			意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
188	II	第2	1	<p>(21)、(22)            犯罪に遭った少年については、まず「犯罪に遭った子どもの存在」を認識すること、当事者に関わるすべての大人が子どもの権利を尊重することが必要である。学内のカウンセリングにとどまらず、学外の機関とも積極的に連携し、学業を継続できるよう支援していただきたい。そこで(22)のエとして「養護教諭」、オとして「外部機関」という項目を追加していただきたい。</p>	A 文科省	<p>(案文の修正なし)            &lt;エ「養護教諭」の追加について&gt;            原案の(22)イにおいて、養護教諭を含む学校の教職員の取組の推進について既に記載している。            &lt;オ「外部機関」の追加について&gt;            原案の(22)イにおいて、学外の関係機関と連携した各学校の取組の促進について既に記載している。</p>

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
189	Ⅱ 第2 1	(12)、(13)、(14)、(15) 性犯罪被害者への物心両面での支援をお願いしたい。性犯罪被害者に特化した支援技術、支援施設等も早急に必要である。	B	
190	Ⅱ 第2 1	福祉サービスの利用者の中には、犯罪被害にあわれた方もいることと、福祉関係者による犯罪被害者等への適切な対応について、今後も続けて周知・啓発する必要がある。	B	
191	Ⅱ 第2 1	PTSDの治療の先進的なものを被害者が受けられるようにしていただきたい。 (5)は是非、推進していただきたい。	B	
192	Ⅱ 第2 1	■ 性犯罪被害者に対する取組 現在、都が設置した相談窓口では、性犯罪被害者からの相談が最も多く寄せられており、性犯罪被害者に対する適切な支援の提供が求められている。 今回、第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)案骨子に、性犯罪被害者への支援に関する取組が盛り込まれたことは、被害者の実情が的確に反映されているものと評価している。	C	
193	Ⅱ 第2 1	・家族・地域社会・職場・学校などで困った人がいたら積極的に働きかけていただきたい。 ・以前に、私の友人の臨床心理士に性暴力に遭った方の支援をお願いしたところ、断られた。言葉は忘れたが、感情移入して支援者としての客観性が保てないから・・という趣旨であったと思う。それくらい性被害者の精神的支援は難しいことなのだと思う。被害者のことを考えているだけでは良い支援はできない。私は今までに支援者がつぶれていくところをたくさん見てきた。「カウンセリングの充実」はそんなに甘くないと思う。 ・「保健医療サービス」が中心となっているが、「人権」という観点に基づく「福祉サービス」を充実させていただきたい。例えば、性暴力に遭った方は、心身に大きな影響を受けることで、日常生活に支障が出る。生活保護受給や就職などによる経済基盤の安定や、転居などによる生活の確立など、トータルな視点に基づく「福祉サービス」の提供が必要である。	C	「生活保護制度における犯罪被害等給付金の収入認定除外についての検討」(第1-2-(5))、「事業者の理解の促進」(第1-4-(1))、「被害直後及び中長期的な居住場所の確保」(第1-3-(2))など、福祉的な支援についても既に盛り込まれている。
194	Ⅱ 第2 1	(1)、(2)、(3)、(5) PTSDへの対策はとても重要である。ただ、犯罪に遭うことによる後遺症は、PTSDだけではない。あらゆる後遺症に対して、同様の対応を実施することが必要である。また予算化して、確実に実施していただきたい。	C	「(3)犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進」については、対象をPTSDに限定していない。なお、「(1)PTSD対策に係る専門家の養成研修の内容の充実等」「(2)PTSD治療の可能な医療機関についての情報提供」「(5)PTSDの診断及び治療に係る医療保険の適用の拡大」の施策については、施策の内容から、疾病を特定する必要がある。
195	Ⅱ 第2 1	精神科や産婦人科はもちろんのこと、全科目において医師会の責務として、犯罪被害者対策に取り組み、かつ性暴力被害者対策について組織的な対応が必要である。	C	

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
<b>2 安全の確保(基本法第15条関係)</b>				
196	II	第2	2	(1)
<p><b>【意見】</b>  本骨子では、「ア」として「法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰住予定地及び仮釈放中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、関係者に周知徹底させ、一層円滑な連携を図る。」こと、「イ」として「警察において、子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、法務省からそれらの前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の居住状況等の定期的な確認を含めた対策に努める」ことを挙げている。  ここでまず懸念されるのは、警察の強い主導性と、刑の執行・保護処分のために警察が加害者に関する出所情報を得て加害者を監視し得ることである。すなわち、「ア」では「警察の要請」があれば、これに「応じ」て、刑事施設等が「釈放予定、帰住予定地及び仮釈放中の特異動向等の情報提供」をすることが求められている。具体的に過去の犯罪行為の被害者に対する「再度の加害行為のおそれ」がある場合に、これを覚知した検察官・刑事施設等が、被害者の再被害防止のために、当該情報を警察に連絡することは必要だが、このような具体的なおそれを要件とせず、抽象的な「再被害防止」という目的のみで、一般的に「警察の要請」があれば、刑事施設等に加害者の出所情報等を警察に提供することが求められるとすれば、一度犯罪を犯した者は刑の執行・保護処分の執行後も常に警察にその動向等を把握され環視下に置かれることになりかねず、加害者の人権と更生を阻害する。「イ」の「子どもを対象とする暴力的性犯罪」の加害者については、具体的な過去の被害者に対する「再度の加害行為のおそれ」も具体的な再犯のおそれも要件とせずに、「再犯防止を図るため」という、まったく抽象的な要件で警察が「法務省からそれらの前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の居住状況等の定期的な確認を含めた対策」を行なうこととしており、さらに加害者の人権と更生を阻害すること甚だしい。これらの情報提供については、より厳格な要件が定められるべきである。</p>				
<p style="text-align: center;"><b>A 法務省</b></p>				
<p>アについて  (原案のままとする。)  警察においては、再被害防止要綱に基づき、加害者により再び危害を受けるおそれが大きい被害者等を再被害防止対象者として指定し、加害者を収容している刑事施設等と密接に連携し、組織的・継続的に再被害防止措置を講じているところである。  再被害防止対象者は、犯罪の手法、動機及び組織的背景、加害者と被害者等との関係、加害者の言動その他の状況から、加害者から再犯による生命又は身体に関する犯罪被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的に再被害防止措置を講じる必要があるものとして、警察本部長等が指定を行っている。  なお、刑事施設等においても、警察から再被害防止措置を講じる必要があるとして要請があった場合において、犯罪の動機、態様及び組織的背景、加害者と被害者等との関係、加害者の言動その他の状況に照らし、通報を行うのが相当であると認めるときは、受刑者の釈放等に関する情報を通報することができるとしている。</p>				
<p>イについて  (原案のままとする。)  子どもを対象とする暴力的性犯罪前歴者の出所情報提供制度は、平成16年11月に奈良県において子ども対象・暴力的性犯罪の前歴者による少女誘拐殺害事件が発生したことを受け、こうした者による再犯の防止を図るため、法務省と警察庁が連携し、平成17年6月から運用を開始したものである。  本制度については、平成16年に、警察が検挙した子ども対象・暴力的性犯罪の被疑者466人について犯罪経歴を調査した結果、子ども対象・暴力的性犯罪の前歴者が、同種犯罪の4割近くを引き起こしており、子ども対象・暴力的性犯罪前歴者の再犯可能性が極めて高いことを示している。また、子ども対象・暴力的性犯罪については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもは被害の回避能力が低い</li> <li>・ 子どもは特に心身に受けるダメージが大きい</li> <li>・ 保護者など地域社会に与える影響が大きい</li> </ul> <p>ものであることから、加害者の人権以上に将来被害者となる子どもの人権をより重視すべきであるとの観点に立ち、警察庁において、法務省からこれらの罪により刑務所に収容されている者について出所情報の提供を受け、出所後の居住確認等必要な措置を講じるものである。</p>				

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
				<p>警察庁においては、法務省から提供を受けた出所情報について、厳正に管理し秘密を厳守するとともに、出所者の更生、社会復帰の妨げにならないよう十分配慮して所在確認等の再犯防止の措置を講じているところである。</p> <p>なお、平成17年6月から平成22年5月末までの間に法務省から情報提供を受けて本制度の対象となった740人について、警察庁において再犯状況等の分析を行った結果、出所後5年以内に性的犯罪で再検挙される者の割合は約24%(推定値)に達することが判明したほか、性的犯罪で再検挙された104人が過去に有する性的犯罪の経歴が平均5.4件であり、そのうち暴力的性犯罪が平均3.7件を占めることが判明するなど、子ども対象・暴力的性犯罪の出所者の再犯の可能性が高いことが改めて明らかになっている。</p> <p>また、刑事施設等においても、子どもを対象とする暴力的性犯罪等に係る受刑者の出所情報の提供に当たっては、不必要な情報を提供したり、誤って情報提供するなど、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の趣旨に違背するようなことのないよう留意している。</p>
197	Ⅱ 第2 2 (1)	加害者の弁護士にも、公判で被害者とその関係者の仮名使用について徹底するよう法務省を通じて働きかけていただきたい。また、現行の加害者プログラムは見直しが必要である。	B	
198	Ⅱ 第2 2 (1)	「再被害防止」だけでなく、「犯罪に遭った人の人権を保障する」という観点から、犯罪に遭った方が望む情報は基本的にすべて開示するべきである。	D	<p>犯罪被害者等に対する加害者に関する情報の提供は、被害者等通知制度によって行われているところ、同制度の更なる拡充について、通知制度の運用状況や加害者の改善更生、個人のプライバシーの問題などを総合的に考慮しつつ検討を行い、3年以内を目途に結論を出すこととされている。</p>
199	Ⅱ 第2 2 (1)	被害者が希望すれば、出所の日付だけでなく、安全確保に必要な情報が取得できることが必要であり、GPSなど法改正を含めて検討が必要であり、その方法については、性暴力当事者支援団体の意見を反映して策定されることが必要である。とくに性暴力事案については再犯率がきわめて高く、しかも出所後間もない時期に再犯をしていることから、こうした現実に見合った被害者の安全対策が採られるべきである。	D	<p>要望聴取会において「性犯罪者にチップを埋め込み居場所が特定できるようにして再犯を防止して欲しい」旨の要望が寄せられたが、第1回会議において「犯罪者の再犯防止策で検討されるべき問題である。」とした整理案が了承され、検討対象外とされた。</p>

番号	重点課題別		意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
200	II	第2	2 (1)	D	被害者の安全感の回復のため加害者の更生カウンセリングの過程などの被害者への開示をしていただきたい。  第4回会議において「仮釈放・仮退院についての意見を述べるための、刑務官、少年院教官への質疑を可能とすること」について議論された結果、被害者通知制度における通知内容を充実されることについて法務省において検討することが盛り込まれることとなった。
201	II	第2	2 (1)	E	加害者に関する情報提供の拡充や、犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した情報提供も大変ありがたいと思うが、性犯罪被害者は、脳の一部に異常をきたし、性欲と攻撃衝動が簡単に繋がるようになっており、再犯率も高いと思う。よって、出所後の加害者の監視と近隣住民並びにネットワーク上のデータベースにおける詳細な加害者情報提供を実現していただきたい。  犯罪者の再犯防止策として検討されるべき問題である。
202	II	第2	2 (2)	A 法務省	【意見】 賛成である。なお、被害者等通知制度の更なる充実と併せ、根拠となる法律の整備が図られるべきであるが、その内容は、加害者の更生を阻害するものであってはならないよう十分考慮されなければならない。 また、受刑者側に発生した事情を知らせることによって、受刑者の利益を適切に代弁させる仕組みとしても重要であることから、仮釈放の審理経過、審理結果、保護観察の開始、処遇状況、終了等の経過のほか、受刑者の同意のもとで、対象受刑者の反省、悔悟の情、改善更生等も伝えられるような制度が法制化されるべきであるが、情報提供時において、被害者の加害者に対する心情等も考慮して提供すべきである。  (原案のままとする。) 対象受刑者の反省、悔悟の情、改善更生等については、加害者の処遇状況として、受刑者の改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を達成する見込みについて評価して指定する制限区分及び一定期間の受刑態度の評価に基づき指定する優遇区分を被害者等通知制度により通知しているところであるが、同制度の更なる充実については、第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)案骨子Ⅱ第2の2(2)、第3の1(22)のとおり、制度の運用状況や加害者の改善更生、個人のプライバシーの問題などを総合的に考慮した上で、今後、必要な検討を行っていきたいと考えている。
203	II	第2	2 (2)	B	加害者に関する情報提供拡大の検討にあたっては、メンバーに当事者団体を加えていただきたい。
204	II	第2	2 (3)	D	イについて 【意見】 警察が実名発表か、匿名発表かを決定するとの趣旨であるならば、反対する。 【理由】 犯罪被害者等に関する情報の保護として、警察による犯罪被害者等の匿名発表を容認するかの如き表現が見られる。 しかし、匿名発表が広がっていけば、報道機関が犯罪被害者等や市民から広く情報を得る手段が奪われてしまい、事実の検証が困難になるなど、取材や報道に支障をきたすおそれがある。 確かに、犯罪被害者等が匿名発表を望む心情は理解し得ないではない。また、マスメディアが犯罪被害者等の心情に対する配慮を欠き、十分な検討を行わないまま犯罪被害者等を実名で報道したり、犯罪被害者等に対する行き過ぎた取材をする例は少なくない。しかし、犯罪被害者等の実名を報道するか否かは、警察から情報の提供を受けたマスメディアが自らの責任において自主的・自立的に決定すべき事柄であって(この点は、今後、マスメディアにおいて真剣な検討を行う必要がある)、警察の一方的な判断で匿名発表を行うことは、報道機関の取材・報道の自由や市民の知る権利という観点に照らしては認できない。  第7回基本計画策定・推進専門委員会会議において、警察庁見解について検討がなされ、本骨子案文とすることが適当であるとされた。

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
205	II 第2 2 (3)	被害者の情報が加害者に漏れないよう加害者弁護士に徹底する。(被害者関係者の匿名、現住所の秘匿など)	B	
206	II 第2 2 (3)	アについて 【意見】 賛成である。なお、性犯罪の被害者等に限らず、被害者特定事項の秘匿は単なる運用上の措置ではなく、刑事訴訟法第290条の2に基づく法律上の措置とされていることについても周知を徹底させるべきである。	B	
207	II 第2 2 (3)	・加害者の弁護士にも被害者及び関係者の仮名使用について徹底すること。 ・被害者のプライバシーは十分に保護しつつ、不起訴の理由などについては幅広く知ることができるようにすること。	B	
208	II 第2 2 (3)	警察による報道機関への発表について、犯罪の被害に遭ったことは個人情報そのものであるから、警察が被害者の実名を発表するには被害者側の同意を必要とすることにしていただきたい。 「総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるように配慮する」(第2、2(3)イ、第5、1(16))という程度では、被害者側の意に反して実名発表される可能性もあるから、被害の届出がためらわれる。	D	第7回会議において、有識者構成員から、より犯罪被害者等の心情に配慮した表記とするよう意見が出されたが、警察庁から、被害者の実名発表、匿名発表については、現行の基本計画策定のための検討会において、意見のような点も踏まえて関係者による十分な討議がなされ、合意されたものであるとの、原案のままとしてほしい旨の説明がなされ、原案のままとすることで了解された。
209	II 第2 2 (4)	【意見】 賛成である。なお、一時保護所において、犯罪被害者が医学的、心理的に援助を受けられるようにする必要がある。	B	
210	II 第2 2 (5)	特に、性犯罪、ストーカー犯罪、ドメスティック・バイオレンスについては、犯罪に遭った方と加害者が顔見知りの場合も多く、再被害の可能性が高い。また加害者が暴力団であった場合、犯罪に遭った方だけの力では、加害者から逃れることは難しい場合も多い。これらに対策者として指定し、再び犯罪に遭うことがないように措置を徹底していただきたい。	B	
211	II 第2 2 (5)	【意見】 施策に反対ではないが、警察における警戒がどこまで実効性があるか、検証の必要がある。また、警察が被害者に対して「再被害防止対象者」に一方的に指定して、その者に対する日常的な監視を行うことは、被害者のプライバシーを侵害する人権制約なので、被害者の要請に基づいて実施されることが大前提である。	B	
212	II 第2 2 (5)	性暴力被害者については十分に丁寧な対応をすることを明記していただきたい。	C	基本方針において、「個々の事情に応じて適切に行われること」を明記しており、罪種を限らず、犯罪被害者等に対する対応を適切に行うことは、当然の前提とされている。

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
213	II 第2	2 (6) 【意見】 暴力団から危害を受けるおそれのある者の認定についての透明性の確保が重要である。保護対象者については、(5)の「再被害防止対象者」に対して述べたものと同じである。 また、警察は、暴力団から危害を受けるおそれのある者については、公平に取り扱う必要がある。	B	
214	II 第2	2 (7) 【意見】 被告人には無罪の推定が及ぶところ、これは被告人も有罪判決を受けるまでは無辜の市民として取り扱われるべきであるとの要請を含むものである。したがって、被告人の身柄拘束はあくまで例外であって、可能な限り保釈が許可されなければならない。 また、刑事訴訟法89条の5では、「被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為を疑うに足りる相当な理由がある」と認められる場合は、権利保釈が認められないことになるが、ここでいう加害行為ないし畏怖させる行為とは、特定の相手方に向けられた相当程度具体的な能動的言動であることが必要であり、単に被告人が保釈出所すれば被害者等が畏怖するという程度では足りない。したがって、検察官が犯罪被害者等から事情を聴くこと自体を否定するものではないが、犯罪被害者等の単なる不安感や恐怖感を過大に評価して保釈に反対することは許されない。	B	
215	II 第2	2 (8) DV被害者においては、夫の暴力や追跡からのがれるため身分を隠す必要のあるものが少なくない。しかし、就労や福祉支援につながるためには身分証明は不可欠となっている。身分証明書として有用な住民基本台帳カードや自動車運転免許証はいずれも住民登録を基本としており(運転免許は多少融通はあるようだが原則は住民票がないとため、氏名、本籍変更は本籍入りの住民票が必須)、このような証明書を持たない(あるいは記載事項変更ができない)ため、その後の生活に困難をきたしているのが現状である。昨今は住民票の異動にも他の身分証明の提示を求めるようである。したがって、公的機関への身分証明についてこれらに代わる方法をぜひ検討していただきたい。	A 男女局	(案文の修正なし) 住民票については、住民基本台帳の閲覧等の制限が行われている。被害者の自立支援における安全確保のため、引き続き、制度の周知に努めるとともに、各種行政手続きにおいては、各行政窓口において配偶者暴力防止法の趣旨を踏まえた必要な配慮がなされるように、配偶者暴力相談支援センター等と関係部局との連携促進に努める。
216	II 第2	2 (8) 保護命令制度は制度の簡素化、迅速化ならびに違反時の取締りの徹底が必要である。	B	
217	II 第2	2 (8) 二度の改正で対象の拡大等がなされているが、支援現場の感覚からすると、①保護命令が効果がない加害者の増加、②身体的暴力から精神的暴力へと暴力が潜在化して、脅迫すれすれの心理的拘束による被害者の無力化が増えているように感じる。①は警察等の対応強化による安全確保しかないと思うが、②については保護命令発令の要件緩和や対象の拡大は今後も十分検討していただきたい。	B	
218	II 第2	2 (8) 【意見】 賛成である。 【理由】 2001年に制定された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という。)は、二度の改正を経て、これによって保護命令制度も拡充され、配偶者暴力の被害者の安全に貢献してきたが、それでもなお、配偶者暴力の根絶には至っていない。また、2007年に改正された現行の配偶者暴力防止法の附則には、3年後見直し規定が存在しないことから、状況分析等がおそろくなる危惧もある。配偶者暴力の被害者の安全確保策の強化は必須であり、また、その際には、配偶者暴力防止法の対象とはならない、つまり、配偶者関係とは認められない関係における暴力の被害者にも配慮が必要である。	B	



番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
219	Ⅱ 第2 2 (8)	安全の確保においては、民間団体と連携することが重要である。	B	
220	Ⅱ 第2 2 (9)	関係機関に民間団体も含めていただきたい。	B	
221	Ⅱ 第2 2 (9)	<p>【意見】 賛成である。</p> <p>【理由】 現在も関係諸機関は連携して被害者の保護にあたっているが、連携をさらに充実させることが必要である。とりわけ、配偶者暴力とその子どもの問題は、個別に捉えられる問題ではない場合も多く、特に、婦人相談所と児童相談所等のさらなる連携が求められる。</p> <p>ただし、ここで体制を構成している教育、福祉、警察等の各機関は、各々少年との関わり方について独自の理念に基づいて活動しており、その独自の理念の中で少年も自己の情報を開示するのである。たとえば、被害少年が学校の教師との信頼関係に基づいて打ち明けた被害情報が、被害少年の知らないうちに警察に連絡されたとすれば、教師との信頼関係が損なわれるおそれがあるし、また、被害少年承諾なくして情報が伝達されるおそれがあるとすれば、安心して教師に打ち明けることもできなくなる。ことに少年事件の場合、自分より上の立場にある少年に恐喝されて、やむなく自分より下の立場にある少年を恐喝するといった例に見られるように、犯罪被害と自己の非行とが密接に結びついている場合も多い。被害情報を打ち明けた結果、逆に非行少年として検挙されるような事態が起きれば、なおさらその信頼関係破壊が著しいため、慎重な配慮が必要である。</p>	B	
222	Ⅱ 第2 2 (10)	(10) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等 ・虐待者ではない保護者(例:父親が性的虐待をした場合の母親)への情報提供と安全確保についての支援について明記していただきたい。	A 厚労省	<p>(案文の修正なし) ご指摘については、「児童相談所の体制の強化」の中で対応している。</p> <p>「子ども虐待対応の手引き」(平成21年3月31日雇 児総発第0331001号厚生労働省雇用均等・児童家庭 局総務課長通知)において、性的虐待の場合、非加 害親への面接対応の手法として、非加害親に対し事 実に関する客観的な判断を提示することの必要性に ついて既に示しているところである。</p> <p>また、児童の安全確保を優先した取扱いについて は、本年8月に児童の安全確認の徹底について通知 を发出し、9月に児童の安全確認調査の結果及び虐 待通告のあった児童の安全確認の手引きについて 公表するなど周知徹底を図っている。</p> <p>なお、平成22年度補正予算において、安心子ども基 金に虐待防止対策の強化を図るための事業内容を 盛り込み、児童の安全確認や安全確保の対応強化 を図るための補助職員経費等について支援を行うこ ととしているところである。</p>

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
223	Ⅱ 第2	2 (10)	B	
224	Ⅱ 第2	2 (10)	B	
225	Ⅱ 第2	2 (10)	D	第4回会議において、要望聴取会で寄せられた「性虐待を受けた子供が、何回も被害状況を言わなくてもいいように、一回の面接を、しっかりビデオでも記録されるセンターを設置して欲しい。」との要望に対しては、「刑事事件における捜査の在り方、公判の在り方等刑事裁判全体に関わる問題であることから、見直しの場で検討することは難しい」との対応案が了解された。
226	Ⅱ 第2	2 (10)	E	児童虐待に関する法制度の在り方については、児童福祉制度全般について検討が可能な場で議論されることが適当である。なお、親権に関し、社会保障審議会児童部会及び法制審議会において検討がなされている。
227	Ⅱ 第2	2 (11)	C	
228	Ⅱ 第2	2 (12)	A 法務省	(原案のままとする。) 第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)案骨子Ⅱ第2の2(12)中の「矯正教育」は、少年院における加害少年に対する教育を意味するので、少年院在院者も対象としている。 また、保護観察所においては、仮釈放者だけではなく、保護観察付執行猶予者、保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対しても、同Ⅱ第3の1(24)ウ及びエのとおり処遇を推進しているところである。

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
229	Ⅱ 第2 2 (12)	<p>【意見】</p> <p>「犯罪被害者等の心情等を理解させるための『被害者の視点を取り入れた教育』について、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意見を踏まえながら、検討会を開催するなどして、矯正施設における受刑者等に対する改善指導・矯正教育等の充実に努める」ことについては賛成である。</p> <p>一方で、矯正施設における加害者に対する「被害者の視点を取り入れた教育」は、現在までのところ、一般的な犯罪被害者等の実情や心情について学ばせたり、ロールレタリングなどを通じて、加害者に自分が被害を与えた被害者等の心情等を想像させたりするに止まっており、特定の加害者とその者が被害を与えた特定の被害者との接点を持たせるには至っていない。</p> <p>しかし、個々の加害者の反省の度合いが一定程度高まっており、被害者本人にも加害者との接点を持つニーズがある場合には、修復的司法を取り入れるなどして、加害者と被害者の関係調整をはかる等の取り組みが必要である。</p>	A 法務省	<p>(原案のままとする。)</p> <p>加害者と被害者等との外部交通については、被害者等の心情等を害するおそれがある上、矯正処遇(矯正教育)の適切な実施に支障を生じる場合もあることから、慎重に行う必要があり、公的機関、司法関係者、更生保護関係者、親族等による仲介があることが望ましく、例えば、被害者等あての発信の申請があった場合には、弁護士等を通じて発信するよう指導しているところであり、個別に対応する必要がある。</p> <p>なお、矯正施設では「被害者の視点を取り入れた教育」の中で、ゲストスピーカー(被害者又は被害者の家族、被害者支援団体に直接被害者と接する相談員等)を招へいし、直接話を伺う機会を設けるなど、できる限り具体的に被害者等の心情等を理解させるための指導を行っている。</p>
230	Ⅱ 第2 2 (12)	関係者の研修や加害者の更生においては、性暴力被害者の実情をよく知る民間の女性団体の意見を取り入れ、ジェンダーの視点を重視することが、女性に対する暴力の防止等のためには不可欠である。	B	
231	Ⅱ 第2 2 (12)	修復的司法の考え方に賛成だ。被害者と加害者の安全な対話の場VOMセンター(victim offender mediation＝被害者加害者対話)の活用も課題だと考える。	C	
232	Ⅱ 第2 2 (12)	「再被害の防止に関する教育」とあるが、「再加害の防止」が重要ではないのか。子どもによる性加害行動の治療プログラムについては、大学教授らによって、2009年にガイドブックとワークブックが翻訳され、各地で実践グループが始まっている。3ヶ月のプログラム受講した子どものうち、十数年後の再犯率は2.3%との米国のデータがでている。成人の性犯罪者の更正より、ずっと有効だと確信している。学校や各地の青少年施設で早期に発見された問題行動(加害)を、このプログラムにつなげて、加害者を生まない社会にしていきたい。	E	犯罪者の再犯防止策の観点で検討されるべき問題である。
233	Ⅱ 第2 2	住所閲覧の制限について被害者の更なる二次被害を回避する意味で、被害者の申請・要請に基づき、被害者の住所閲覧の制限拒否等を制度化するよう検討していただきたい。	A 総務省	<p>(案文に反映しない)</p> <p>ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のため、既にこれらの者について、住民基本台帳の一部の写し等の閲覧制限等の支援措置を導入しているところである。</p> <p>なお、その他の犯罪被害者について、同様に支援措置の対象とすることについては、対象となる被害者の範囲や市町村における支援申出者の支援の必要性の確認方法等多くの課題があり、慎重に検討する必要がある。</p>

番号	重点課題別		意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
234	II	第2	2	A 総務省	(案文に反映しない) 親族からの性的虐待等性被害者の方について、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の方と同様に住民基本台帳の一部の写し等の閲覧制限等の支援措置の対象とすることについては、対象となる被害者の範囲や市町村における支援申出者の支援の必要性の確認方法等多くの課題があり、慎重に検討する必要がある。
235	II	第2	2	A 法務省	(案文に反映しない) 現行制度において、刑の執行が終了して満期釈放される加害者については、基本的に保護観察官及び保護司が生活の状況等を把握していないため、これを被害者等に知らせることはできない。 また、満期出所者の所在を明らかにする制度の創設については、刑事政策の根幹に関わる問題で、被害者等施策の枠内にとどまらない事項であり、基本計画の見直しの場で検討することは困難である。
236	II	第2	2	B	
237	II	第2	2	E	再犯防止策や刑事司法制度全体の中で検討されるべき問題である。
238	II	第2	2	E	刑事司法制度在り方全体の中で検討されるべき問題である。
239	II	第2	2	C	

番号	重点課題別		意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)		
240	II	第2	2		性暴力被害者のことは特に考慮することを明記していただきたい。	C	基本法は、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」と規定しており、これを受けた基本計画では、基本方針において、罪種により区別することなく、犯罪被害者等は尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有していることを視点に据え、施策を実施していかなければならないとしており、意見のとおり明記することは適当ではない。
241	II	第2	2		実施・見直しにおいては性暴力被害当事者、多様な直接の支援者の意見を反映すること。	C	Ⅲ推進体制に、「(4)犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映」が盛り込まれている。

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
<b>2 保護、捜査、公判等の過程における配慮等(基本法第19条関係)</b>				
242	II 第2	3 (1) ア・イについては、犯罪に遭った方や、犯罪に遭った方の支援者も、講師として招いていただきたい。	B	
243	II 第2	3 (1) 被害を訴えた際、対応する警察からの二次被害が物凄く多く、女性警察官であっても酷い事を言われてしまう場合もあるのが現状である。加えて二次被害だけでなく、警察から告訴を「取り下げて欲しい」と言われたりする場合もある。よって、警察全体の性犯罪被害に関する認識を全面的に変える為、性犯罪被害の講習や勉強会を実施していただきたい。	B	
244	II 第2	3 (1) コに「裁判員裁判」という項目を追加し、「犯罪に遭った側に落ち度はない」ことなどを伝えるなど、研修を義務化していただきたい。	D	要望聴取会において「裁判官及び裁判員が性犯罪裁判にあたる場合は、裁判開始前に必ず性犯罪の実態及び二次被害についての研修を行ってほしい」との要望に対し、第1回会議において、「裁判員制度については、法務省に『裁判員制度に関する検討会』が設けられている。」との整理案が了承され、検討対象外とすることとされた。
245	II 第2	3 (1) エについて、犯罪に遭った子どもへの司法面接を制度化していただきたい。なぜなら、子どもは面接が度重なったり、面接者が変わると、証言を変えることがあるため。	E	刑事司法制度在り方全体の中で検討されるべき問題である。
246	II 第2	3 (1) 私は身近に性犯罪被害にあった方を知っている。その立場から、性犯罪被害の防止・回復に意見を述べさせていただきます。現在の日本の社会において性犯罪は、被害者の周りにも、そして被害者自身も、被害に遭った当事者にも被害の責任があると思わせてしまう特殊な犯罪であると思う。被害者がなぜ、自分が恥ずかしい、きたない、と思い自分を責めなければならないのか。恥ずかしい犯罪行為を冒したのは加害者であるにもかかわらず、です。この点においても、私たちの社会の性にかかわることへの無知と偏見と差別意識の根深さが表れていると思う。性犯罪被害が当事者にとって、その家族や周りの人たちにとって、なにより社会全体にとってタブーになっている限り、ほとんどの被害者は声を上げることができないのが実情である。国の施策として一人ひとりの性と人権が尊重される、広汎な意識啓発活動が求められると思う。同時にそれは、現場において被害者に直接接する警官、医師、看護師、カウンセラー等の問題に完全に一致する。彼らは職業人である以前に一市民であり、社会の価値観と無縁ではないからである。性犯罪被害者が事件後の、事情聴取、現場検証、証拠の採取等の際に、警官や医師の心ない言動によってさらに傷つけられるセカンド・レイプの問題である。被害者が暴力と死の恐怖におびえ助けを求めた所に、被害者にも落度があると考える、警官や医師がいたとしたら…。被害者はどこに助けを求めればいいのか。	C	
247	II 第2	3 (1) 【意見】 賛成である。職員等に対する研修等は、今後も継続的に実施される必要がある。	C	
248	II 第2	3 (2) 項目を「女性警察官の配置等」ではなく「性暴力被害者への警察の対応」とすること。	A 警察庁	(案文の修正なし) 本項は、性犯罪被害者への警察の対応の一項目であり、基本計画案の他の項目(第1の2(6)、3(2)エ、第2の1(12)、(13)、(23)、2(5)、(6)等)との整理上、現行の項目名を維持することが適当である。

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
249	II 第2 3 (2)	【意見】 賛成である。 【理由】 性犯罪被害者の二次被害防止に資すると考える。ただし、常に女性警察官が対応できるわけではなく、最初の対応窓口となるのは交番であることも多いと思われるため、広く警察官全般に対し、性犯罪被害者支援の研修を充実させるべきである。	B	
250	II 第2 3 (2)	女性警察官の配置にあたり、女性警察官が働きやすい環境を整えること。	E	警察内部の人事のあり方に関するもの。
251	II 第2 3 (2)	女性被害者には女性の捜査官を。 女性、子ども、LGBT(性的マイノリティ)、外国人、障がい者など、特別なニーズをもつ被害者への配慮と適切な対応について検討すべきである。	C	基本方針において、「個々の事情に応じて適切に行われること」を明記している。
252	II 第2 3 (2)	連携においては、現行の犯罪被害者等早期援助団体に限定せず、多様な民間被害者支援団体等とのネットワーク構築することを明記すること。	C	原案においても「犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等」と表記されており、犯罪被害者等早期援助団体に限定されていない。
253	II 第2 3 (2)	被害者対策要綱を順守することを義務化し、順守状況をチェックすること。	C	被害者対策要綱は、警察庁が各都道府県警察に対して発した通達であり、各都道府県警察がこれを遵守することは当然である。
254	II 第2 3 (3)	裁判員制度開始後1年余の間に判明した被害者のプライバシー保護や二次被害等の問題点について、改善の対象とされるべきである。 また、刑事司法過程における、被害者の保護については、これまでの刑事訴訟法の改正自体は一定の評価はできるものの、性暴力事案については、被害者の過去の性遍歴等の尋問を法廷で遮断するレイプシールド法を制定しない限り、性暴力の被害者の保護は不完全です。刑事訴訟規則の運用による対処では限界があるため、欧米諸国の法律にならない法改正が必要であり、法改正のための検討を速やかに進めていただきたく、また、改正が実現するまでの間、法務省を通じて裁判所や弁護士に対して刑事訴訟規則の厳格かつ性暴力被害者の人権に配慮した運用を周知すべきである。	A 法務省 (裁判員制度についてはE)	(原案のままとする。) 刑事裁判において、事件に関係のない尋問、相当でない尋問は、制限することができるとされており(刑事訴訟法第295条第1項前段)、実務上、適切に対応されているものと承知している。 性暴力事案を含め、具体的事案においてどのような尋問が許されるかについては、その必要性・相当性を踏まえ個別具体的に判断されるべきであり、法廷において一定の事項に関する尋問を一律に遮断する法制度を設けることは、憲法が保障する被告人の証人審問権(憲法第37条第2項前段)との関係等から極めて困難である。
255	II 第2 3 (3)	ビデオリンク以外にも、遮蔽や仮名・匿名の利用など、犯罪に遭った方のプライバシー保護の措置を周知徹底していただきたい。特に性暴力は、性という本来プライベートの領域にあるものを取り上げるため、配慮が必要である。	B	

番号	重点課題別			意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
256	II	第2	3 (3)	【意見】 賛成である。被告人の防御権や弁護人の弁護権といった被告人のための手続的保障との均衡を図りながら、犯罪被害者の保護措置を充実すべきである。	C	
257	II	第2	3 (4)	【意見】 賛成である。なお、全国各地の警察において、これらの施設がどの程度存在するのか、あらためて検証する必要がある。	B	
258	II	第2	3 (5)	【意見】 賛成である。専用待合室の設置は当然である。	C	
259	II	第2	3	ドメスティック・バイオレンスや犯罪被害者への対応のうち、警察の対応については、その多くを法律ではなく、要綱や通知などに基づいてなされているため、必要に応じて法律としての格上げが必要である。また、警察にとって都合の良い被害者利用ではなく、被害者が自身の権利回復のために刑事手続きを利用できるようになるためには、被害者への警察の対応についての不服申し立ての仕組みを早急に制定すべきである。	A 警察庁 後段C	(前段について) (案文の修正なし) DVIに対する警察の対応については、配偶者暴力防止法等を根拠に詳細な運用等を通達等で示し、犯罪被害者等に対する対応については、犯罪被害者支援法に基づき「犯罪被害者等の支援に関する指針」(国家公安委員会規則)等を示し、いずれについても、きめ細かな保護対策・支援を行っているところ、これら細かな対応等については、むしろ、規則・通達等で柔軟に行うのが適当と考える。  (後段について) 既に警察法第79条の規定に基づく苦情の申出制度により行われている。
260	II	第2	3	警察での事情聴取について、警察によっては支援者の付き添いが認められたということを聞いたことがある。ぜひ、どこの警察でも付き添いが可能になるようにしていただきたい。	D	要望聴取会において寄せられた「性犯罪被害者からの事情聴取や調書作成にあたり、…知人の付き添いを望む場合は同伴を可能にするなどの被害者の心情に配慮した対応を徹底して欲しい」との要望に対して、第1回会議において、「支援員・弁護士の同席については、犯罪捜査全般のあり方に影響を及ぼし、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマである。」との整理案が了承され、検討の対象外とされた。



番号	重点課題別			意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)
261	II	第2	3	<p>両親がひき逃げの被害に遭い、父は死亡、母は重傷を負わされた。両親は2時間救急車の到着は無く、土手下に落とされていた。被告は、反省の情も全くなく事故車両で裁判所に来て公判前に笑っていた。しかし、ひき逃げが起訴されていない事が原因で執行猶予判決が下された。その後心底納得は行かず、すべての検察庁に上申し、現在、自動車運転過失致死傷の控訴審(検察側控訴)と道交法違反(ひき逃げ)の公判が高裁と地裁別々に審理されるという異例の形となっている。まだ、判決は出ていない。今度こそ真の結果を期待したいと願っている。問題は一審の際の裁判官である。裁判官とは中立な立場で無いといけませんが、傷つきボロボロの遺族に対し、怒り口調で質問し、被告には明らかに優しくかった。公判を進行する際も声が小さく全く聞こえなかったし、判決も完全に遺族の主張も無視した判決であった。謝罪一つないうえ、公判前に笑っているような被告に対し、反省していると言った内容の判決であった。悪質な交通犯罪をそのような裁判官に扱って欲しくないと感じた。警察や検察の懸命の捜査を無駄にし、遺族に2次被害を与えるだけでは無く今後、悪質な交通犯罪者は減らない。辞任していただきたい。</p>	C	
262	II	第2	3	<p>「犯罪被害者への同行」という項目を追加し、犯罪に遭った方が望む家族、支援者などが、現場検証や裁判等、あらゆる場面に同行できるようにしていただきたい。</p>	C	<p>単に警察署や裁判所への物理的に移動に同伴するだけであれば、同行ができるのは当然である。</p> <p>なお、要望聴取会において寄せられた「性犯罪被害者からの事情聴取や調書作成にあたり、…知人の付き添いを望む場合は同伴を可能にするなどの被害者の心情に配慮した対応を徹底して欲しい」との要望に対して、第1回会議において、「支援員・弁護士の同席については、犯罪捜査全般のあり方に影響を及ぼし、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマである。」との整理案が了承され、検討の対象外とされたところであり、支援者が捜査活動にどこまで同席することが可能かは、検討の対象外とすることが適当である。</p>